

第 1 9 8 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（ 平 成 2 0 年 1 2 月 1 0 日 ）

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成20年12月10日 午前10時00分開議
午後 3時40分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（23人）

委員長	白井二郎	副委員長	千賀武由
委員	鎌田ちよ子	委員	澤藤一雄
"	新谷泰造	"	目時睦男
"	工藤孝夫	"	横垣成年
"	野呂泰喜	"	川端一義
"	岡崎健吾	"	山本留義
"	佐々木隆徳	"	富岡修
"	菊池広志	"	半田義秋
"	高田正俊	"	山崎隆一
"	川端澄男	"	村川壽司
"	浅利竹二郎	"	斉藤孝昭
"	富岡幸夫		

○欠席委員（1人）

委員 新谷 功

○説明のため出席した者

副市長	野戸谷 秀樹
教育長	牧野 正藏
監査委員	馬場 重利
総務部長	新谷 加水
総務部防災調整監	岩崎 金藏
総務部理事出納室長	工藤 正明
企画部長	阿部 昇
企画部副理事	近原 芳栄
民生部長	佐藤 吉男
経済部長	櫛引 恒久

建設部長	太田信輝
監査委員事務局長	齋藤純
教育部長	佐藤節雄
教育委員会事務局理事	高田文明
企画部財政調整監	下山益雄
經濟部次長	草野俊正
經濟部副理事農林畜産課長	西塚廣美
經濟部副理事商工観光課長	中嶋達朗
建設部次長	工藤裕
建設部副理事用地課長	手間本富士雄
建設部副理事土木課長	布施恒夫
教育委員会事務局副理事図書館長	高橋まり子
教育委員会事務局副理事 生涯学習課長	杉浦収二
教育委員会事務局副理事 総務課長	安藤哲雄
教育委員会事務局副理事 市民入水一ツ課長	成田晴光
教育委員会事務局副理事 学校教育課長	宮木則男
総務部防災調整課長	工藤初男
企画部財政課長	石野了
經濟部鳥獣対策専門官	山崎秀春
經濟部農林畜産課総括主幹	室館利光
經濟部農林畜産課総括主幹	畑中誠
經濟部水産課長	笠井哲哉
經濟部水産課長総括主幹	二本柳茂
建設部土木課総括主幹	柏谷忍
建設部都市計画課長	杉山重行
建設部下水道課長	齊藤鐘司
建設部建築課長	鏡谷晃
農業委員会事務局次長	蛭名俊文
教育委員会事務局学務課長	高坂浩二
教育委員会事務局 生涯学習課総括主幹	小鳥孝之
教育委員会事務局 生涯学習課総括主幹	青山高志

教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	室 館 幸 一
教育委員会事務局 中央公民館総括主幹	小 川 壽 志
大畑庁舎副理事教育課長	長谷川 博
脇野沢庁舎副理事産業振興課長	片 山 元
川内庁舎産業振興課長	菊 池 正 紀
川内庁舎建設課長	山 下 謙 一
川内庁舎教育委員会教育課長	大 山 庸 夫
大畑庁舎産業振興課長	澤 谷 松 夫
大畑庁舎建設課長	藤 田 則 康
脇野沢庁舎産業振興課総括主幹	浜 田 由 夫
脇野沢庁舎建設課長	外 崎 幸 二
総務部総務課長	松 尾 秀 一
総務部総務課行政係長	吉 田 真
総務部総務課行政係主査	澁 田 剛

○事務局出席者

事務局長	河 野 健 二	次 長	工 藤 昌 志
総括主幹	山 崎 幸 悦	総括主幹	柳 田 諭
議事係主査	石 田 隆 司	議事係主査	井戸向 秀 明

(午前10時00分 開議)

○委員長(白井二郎) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。
ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより9日に引き続き議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

9日は、第4款衛生費までの質疑が終わっておりますので、本日は第5款労働費から審査してまいります。

それでは、第5款労働費について、理事者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 第5款労働費、第1項労働諸費、第1目勤労青少年ホーム運営費、170ページをお開き願います。第5款労働費、第1項労働諸費のうち、第1目勤労青少年ホーム運営費であります。支払済額は422万1,228円となっております。勤労青少年ホームは、市内に働く青少年の余暇活動の場として利用されているものでありますが、13節、施設利用の受け付け及び清掃等の業務に要する委託料295万3,860円が主なものであります。

第2目労働諸費は、出稼ぎ対策、高齢者及び若年者雇用対策等に要する経費でありまして、主なものは13節、出稼援護事業としての出稼労働者健康診断委託料96万5,225円、19節、高齢者職業能力開発事業として、むつ市シルバー人材センター運営費補助金1,140万円、さらに21節勤労者生活資金貸付に要する原資として東北労働金庫に貸付金1,000万円を支出しております。

以上です。

○委員長(白井二郎) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員(新谷泰造) 171ページの市シルバー人材センター運営費補助金の1,140万円の内訳、どういうことに対して具体的に補助しているのか、説明をお願いいたします。

○委員長(白井二郎) 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長(中嶋達朗) 委員のお尋ねにお答えします。

シルバー人材センター運営費補助金ということで、これはシルバー人材センターが運営するための費用と2種類に分かれておりますけれども、その2種類に補助金を出しているものです。これは、金額的にはセンターのいわゆる格付というのがありまして、その格付に従って出しているものでございます。

以上です。

○委員長(白井二郎) 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 済みません、具体的にもう少し説明していただければと思います。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 運営費補助金の資料を、今ちょっと持ってきていないのですけれども……

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 新谷泰造委員のお尋ねにお答えいたします。

先ほど商工観光課長から概略のご説明申し上げましたが、詳しく申し上げますと、1つには、本部活動拠点運営費補助事業ということで、基本分でございます。これが先ほどランクづけというふうなことでございましたが、Cランクとなっております。

それから、2つ目として、運営費補助事業ということで、補助対象となっておりますのが、安全適正就労推進特別経費、就業機会創出のための活動費、それから高齢者等活用援助サービス事業、これらが補助事業の対象となっております。

なお、この補助金につきましては、市が補助した同等額を県のほうが補助する形となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 2目の13節委託料についてお伺いいたします。

予算の約半分が不用額になっているのですけれども、この余った理由をお聞かせください。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

これは、主なものが委託料の部分で出稼ぎ労働者の無料健康診断の委託料、当初171万8,000円で見えていたものが96万5,000円、これは出稼ぎ者数が年々減っております。それと、もちろんそれに比して受診する方も減ってきておりますので、こういう金額になりました。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） これ出稼ぎ者が減っていることは、それ当然理由だと思うのですけれども、例えば健康診断の周知不徹底とかということはないですか。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 私どもことし、新年度はちょっ

と考えがありまして見直すのですけれども、周知そのものは普通にしているつもりでございます。ただ、今ほかの医療制度で年齢もありますけれども、65歳とか70歳以上は国保ではこういうもの、それから社会保険ではこういうものというふうに、いわゆるその健康診断がさまざまなされております。一つがそれと、もう一つはおととしあたりで県内、いわゆる旧6市では、おととしの国からの補助金が切れた時点でほとんど取りやめているのです。やっているのは、私どものこのむつ市だけということであります。ですから、コマーシャルといいますか、PRそのものは十分にしているのですが、例えばむつ地区で言えば226人の出稼ぎ者がいらっしゃるのですが、去年が277人でことしが226人なのですが、そのうち51名。ですから、年々この受診している方の数も、いわゆるそのほかの健康診断で自分の体のことを考えながら受診している方もいらっしゃるのではないかと思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そういうむつ市だけの助成ということであれば、これは将来とも続けてもらいたいのですけれども、例えば今インフルエンザとかいろいろはやっている時期ですので、ほかのいろんな医療機関で診断をしていけばいいのですけれども、例えば周知、本人がわからなかったとか、そこら辺も考えられれば、ぜひ周知をして、せっかく出稼ぎして、健康で帰ってきてもらうというようなことに努めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第5款労働費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第6款農林水産業費について、理事者の説明を求めます。農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（蛭名俊文） 決算書の172ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費についてご説明いたします。

農業委員及び委員会運営にかかわる支出で、委員報酬と費用弁償が主なも

のであります。予算額1,794万7,000円に対し、支出済額1,602万5,068円となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費。第6款農林水産業費のうち経済部が所管しております14目について説明させていただきます。172ページをお開き願います。

第6款農林水産業費、第1項農業費のうち第2目農業総務費であります。農業振興に従事する職員の人件費のほか、農業関係団体への負担金並びに会費等の支出が主なものであります。

第3目農業振興費。農業振興費は、農業の振興に要する経費でありまして、支出済額は2,185万8,474円となっております。その主なものとして、15節の川内地区の野菜集荷貯蔵施設の改修に係る工事請負費474万6,000円のほか、農業振興費支出の69%を占めております19節負担金補助及び交付金では、農地保有合理化事業を実施している社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に対する補助金706万6,000円、条件不利地の農地保全のための中山間地域等直接支払交付金541万337円、夏秋イチゴの産地化を進めるための青森園芸産地育成総合整備事業費補助金162万9,000円が支出済みとなっております。

第4目農地費。農地費の支出済額2,361万5,091円についてであります。農道用排水路等土地改良に要する経費でありまして、19節負担金補助及び交付金では、川内地区小倉平で実施いたしました県営ふるさと農道緊急整備事業費5,300万円のうち市の負担金1,350万円、脇野沢地区小沢で実施いたしました鳥獣害防止のための県営小沢地区ふるさと水と土ふれあい事業費1,290万円のうち市の負担金196万7,700円が主なものであります。

第6款農林水産業費、第2項畜産業費、第1目畜産総務費。畜産総務費は、畜産振興に従事する職員の人件費及び市有牛貸付事業審議会委員報酬であります。

第2目畜産振興費。畜産振興費は、畜産の振興に要する経費でありまして、支出済額は4,582万8,934円となっております。その主なものとして、13節委託費では、家畜排せつ物の適正な処理と利用のため、社団法人青い森農林振興公社が事業主体となり実施した堆肥舎等の整備に係る事業費9,443万4,000円のうち受益者負担分3,040万6,000円及びいのししの館等管理運営業務委託料として社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に505万9,000円を支出しております。また、23節償還金利子及び割引料では、平成18年度で貸し付けが終了した肉牛特別導入事業基金について、国・県補助金相当額647万

5,299円を返還しております。

第3目牧野管理費。牧野管理費は、市営牧野畜舎及び堆肥センターの維持管理に要する経費でありまして、支出済額は3,852万9,911円となっております。その主なものとして、13節委託料では、むつ地区、川内地区、脇野沢地区の3牧野の指定管理料3,123万2,000円及び14節使用料及び賃借料では、牧場用土地借上料などの賃借料430万4,322円であります。

第6款農林水産業費、第3項林業費、第1目林業総務費、180ページでございます。第3項林業費、第1目林業総務費であります。支出済額は3,050万3,751円となっております。その主なものとして、13節委託料で、有害鳥獣駆除に要する経費として、下北郡猟友会に25万円、青森県猟友会川内支部に21万6,000円を支出しております。また、23節償還金利子及び割引料で分収造林売払収益分収金2,867万6,370円を分収林組合等へ支出しております。

第2目林業振興費であります。支出済額は877万5,812円となっております。その主なものとして、13節委託料で、木材工芸センター指定管理料101万6,000円のほか、15節工事請負費で木材工芸センター塗装ブース更新工事261万4,500円、19節負担金補助交付金では、民有林の健全化施策推進のための森林整備地域活動支援推進交付金450万円を支出しております。

第3目造林費であります。支出済額は1,100万9,661円となっております。その主なものとして、7節賃金では、川内地区公有林の森林施策に係る現地調査等に従事する森林保全推進員の賃金188万1,600円、13節委託料では、川内町釜谷地区で実施した公有林の健全な森林造成のための枝打ち、除間伐をするための委託料733万2,150円を支出しております。

第4目林道費についてであります。支出済額は118万1,198円となっております。その主なものは、市で管理しております林道補修に係る経費であります。

13節委託料では、市内6路線の林道補修委託費67万8,458円、16節原材料費で林道補修用採石代50万2,740円を支出しております。

第6款農林水産業費、第4項水産業費、第1目水産総務費についてであります。水産担当職員の人件費と大畑町水産加工業協同組合の整備に伴い、旧大畑町が損失補償した水産加工協同組合損失補償費500万円が主なものであります。

第2目水産振興費。水産振興費は、水産振興に要する経費でありまして、支出済額は7,879万3,663円となっております。その主なものは、19節負担金補助及び交付金で、関根浜沿岸漁業振興対策事業、さけ・ます増殖施設整備事業、桧川地区カゴ洗浄施設整備事業など各種事業への補助のほか、水産関

係団体に対する負担金、補助金、会費であります。

第3目漁港管理費。漁港管理費は、漁港の管理に要する経費でありまして、支出済額は8,673万725円となっております。その主なものとして、15節工事請負費では、浜奥内漁港の浚渫に要した工事請負費551万2,500円を支出しております。また、17節公有財産購入費では、旧大畑町のフェリー埠頭施設購入に係る契約に基づき、全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会へ平成3年度から平成22年度まで支払うこととなっております大畑漁港多目的利用施設整備用地購入費として7,282万8,973円を支出しております。

第4目漁港施設整備費。漁港施設整備費は、漁港の整備に要する経費でありまして、支出済額は3,331万円となっております。その主なものとして、地域水産物供給基盤整備事業費負担金は、青森県が事業主体となり、脇野沢漁港瀬野地区の護岸や道路等を1億円で整備した費用の市の負担分1,000万円でありまして、同じく青森県が事業主体となり実施しました漁港地域再生基盤強化事業負担金は、正津川漁港の沖防波堤を4,500万円、宿野部漁港の沖防波堤を8,000万円で整備した市の負担分1,250万円、広域漁港整備事業負担金は、大畑漁港の導流堤を1億2,000万円で整備した市の負担分960万円、また漁港施設事業負担金は、大畑漁港の環境施設、身障者用トイレを363万円で整備した市の負担分121万円であります。

第5目関根漁港施設整備費。関根漁港施設整備費は、関根浜地区漁村再生交付金事業及び関根漁港災害関連事業に要する経費でありまして、支出済額は4億2,698万1,508円となっております。

その主なものは、職員の人件費のほか、13節委託料の関根浜地区漁村再生交付金事業に係る調査設計業務委託料2,203万9,500円、15節工事請負費の関根漁港施設災害関連工事7件、関根漁港漁村再生工事2件の3億8,371万5,000円であります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 第6款農林水産業費のうち建設部が所管いたします項目についてご説明いたします。

176ページにお戻り願います。第1項農業費、第5目の地籍調査事業費でございますが、国土調査法に基づく地籍調査に要した費用で、平成19年度は緑ヶ丘の一部を実施いたしております。調査面積は0.22平方キロメートルで、筆数では466筆となっております。支出の主なものとしたしましては、13節の委託料は、測量や地籍図及び地籍簿等の作成を委託しております。18節の備品購入費では、老朽化した公用車を更新するため、車を1台購入しており

ます。

5目につきましては、以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） まず179ページの畜産振興費の中の13節委託料で、下北地区畜産担い手の3,040万円ですが、前年度に比べて、かなりふえております。前年度が723万円でしたね。この内訳をお願いいたします。

それと、181ページの牧野管理費の13節の委託料ですが、牧場及び家畜管理施設指定管理料、これは去年と同じ施設に対する指定管理料でしょうか。去年もかなり少ない金額で、去年が331万円ですか、同じ名目の決算は。それがことしは3,100万円ということで、これの内訳をお願いします。

次ですが、183ページで、林業振興費と造林費ということで、分けてはありますが、林業振興費の負担補助金の森林整備交付金、これも450万円も多分間伐の支援だと思っておりますが、造林費のところの委託料も説明ですと市有林の間伐という話でしたので、造林というと、新しく木を植えるかなと思ったのですが、どちらも間伐というふうな説明、造林費のほうも間伐という説明でしたので、造林費であれば、本当に下北はヒバとかがかなり評価が高いので、そういう形の本来の造林費ということで事業を進めることはできないものかなというふうに思いましたので、答弁をお願いします。

次ですが、185ページの水産総務費の22節補償補てん及び賠償金ですが、水産加工業協同組合、この損失補償500万円あるのですが、これはいつまで損失補償をしないといけないのかなということです。

その同じページの水産振興費の賃金、漁場環境美化、ごみ処理の人夫が6,720円とかなり少ないので、これはたった1日とか数時間やっただけの人夫賃かなと思います。今かなり海岸はごみで汚れてきているので、ここら辺もう少し手当てできないものかなと。それこそむつ市が占めている海岸全部視野に入れた、そういうふうなものにできないものかなということであります。この現状は、実際どこの部分のごみ処理の人夫賃かというのをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（西塚廣美） まず、畜産振興費の3,040万6,000円ですか、ふえている理由は、これは平成18年度指定管理がなかったわけなのですけれども、19年度から宮後、そのほかの牧野施設の指定管理料がふえたということで増額になっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

畜産振興費の下北地域畜産担い手育成総合整備事業の委託事業の中身でございますが、平成19年度は平成18年度の繰り越し分を含めまして、9,443万4,000円の事業費で実施されております。これは、堆肥舎用地造成、それから堆肥舎建築、それからホイルローダーの導入でございます。この事業につきましては、国庫負担金が50%、それから県負担金が18%、受益者負担が32%となっております。

それから、183ページの森林整備交付金と造林費との違いということでございますが、森林整備地域活動支援交付金は、造林事業を行うものではなくて、これからの適正な施業、除間伐、伐採等を進めるための地域での活動、条件整備を進めていこうということで、簡易な境界の確認、簡易な歩道の整備等が対象となるものでございます。

それから、造林費につきましては、市有林の造林でございますが、これは旧川内町でこれまで植林をしてきたものの除間伐を実施するというところでございます。

水産関係につきましては、水産課長より説明いたさせます。

○委員長（白井二郎） 水産課長。

○経済部水産課長（笠井哲哉） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

22節補償補てん及び賠償金の関係でございますが、大畑町水産加工業協同組合の整理に伴いまして、旧大畑町が損失した加工業化に伴う必要運転資金として借り入れた5億1,000万円の残金1億6,254万8,000円を平成15年から平成24年までの10年間返済、損失補償していくということでございます。

2点目でございますが、水産振興費の7節賃金でございます。これは、毎年県の補助事業でもって実施いたしております漁場環境美化推進事業のごみ処理人夫賃でございます。これは、6,720円ということで、脇野沢のごみ処理人夫賃1名分を計上しております。この事業ですが、以前も横垣委員からお尋ねありましたけれども、海岸に堆積した廃棄物等沿岸地域住民、それから小・中学生及び学校関係者らの協力を得て清掃を毎年実施いたしております。実施主体といたしましては、むつ地区では城ヶ沢海岸、それから浜奥内海岸、それから川内地区では川内港湾域、それから田野沢海域、松川海岸、それから脇野沢地区では脇野沢海域、それから脇野沢海岸ということで3地区で事業実施いたしております。それで、人夫賃が少ないということでございますけれども、今お話ししたような地域住民関係者らの協力をもって実施

する事業でございます。そのほか清掃用具ですとかごみ等の運搬費用等に補助金等を充当してございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 造林費についてであります。そういう意味でこの科目は造林費というふうになっているので、どうも私のイメージだと間伐だとこれも造林に入るのであれば入るというふうに考えるのですが、やっぱり新たに森をつくるというふうな、そういうふうな分野でもあるかなと思っておりますので、ヒバとかというのをふやすというふうな形のものとは全然考えていないものでしょうか。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

一般的には、造林という言葉の中には、植林も含まれますし、その後の施業といえますが、広域管理も含まれます。

それから、ヒバ等の植樹につきましては、やはり適地適材と申しますか、その場所に合った樹種を選定していくという形になるかと思っております。ですから、一概にヒバが下北の名産木であるので、ヒバを進めるとということには短絡的にはならず、その地域に合った条件のものを、それがもしかすると杉になるかもわからないし、広葉樹になるかもわからないし、ヒバになるかもわからない。その地域ごとに検討をして樹種を決定してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 水産業の振興ということで、大枠でお聞きしたいと思います。

まず、さまざまな委託料とか補助金とか、第1次産業にかかわる補助金、委託料、相当な金額出していますけれども、むつ市の水産業の振興を進めるために、この委託料、補助金をどのように有効活用したいと考えているのか、まず1点お聞きしたいと思います。

そして、今出している委託料、補助金が効果がないというふうに判断したのをどのように改善しようと考えているのか。廃止、または増額も含めてどういうふうな検討を日ごろしているのかお知らせください。

3点目が昨年、前回の決算のときにも聞いたのですがけれども、脇野沢九艘泊の清掃作業の謝礼、前のときは高齢化が進んで、なかなか清掃作業をお願いするのが困難なので、謝礼として払ってやってもらっているというふうな答弁でしたが、その内容で間違いはないのか、お願いします。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、1点目の水産業費の中の委託費、補助金等、今後どのように活用していくかということですが、委員ご承知のとおり、漁業関係も近年の社会情勢、それから気象変動等による影響と思われることから、非常に厳しい状況になってございます。ただ、むつ市の漁業のこれからのあり方ということに関しましては、ただいま基本となるべく振興計画の作成に取り組んでいるところでございますが、基本的な方向といたしましては、つくり育てる漁業が主体となるべきものと考えてございます。委託費、補助金、これらはそのための手法として実施してまいりたいと。ただ、事業の成果が、目的が達成されたもの等については、逐次議論をしながら改廃等を進めてまいりたいと、こういうふうを考えてございます。

九艘泊地区の清掃作業については、水産課長から説明いたさせます。

○委員長（白井二郎） 脇野沢庁舎産業振興課長。

○脇野沢庁舎副理事・産業振興課長（片山 元） 九艘泊の漁港の清掃のことですけれども、先ほど斉藤委員がおっしゃいましたとおりでございます。それで、内訳でございますけれども、九艘泊の部落会並びに子ども会にそれぞれ急傾斜地内の清掃、それから見回り、漁場の整備等を週1回並びにごみの収集を5月から9月までの間、延べ48名程度で行っておるものに対する謝礼でございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 第1次産業の振興については、これから計画立てるということで了解しました。

九艘泊の清掃の謝礼については、前も同じことをもしかすれば言ったかもわかりませんが、同じようなパターンで、例えばむつ地区、川内地区、大畑地区でやる場合、やった場合は、謝礼として払う考えはあるのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 清掃作業につきましては、本来は漁業者が自ら行うものと私は理解してございます。ただ、地域一体で漁業環境、集落環境を整備していく、きれいにしていくという意識を高めることも、また必要なことであろうかと思えます。本来的には、地域住民の方々のボランティアでやっていただきたいというふう考えてございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） ということは、この謝礼は新年度はなくなるということですか、ボランティアという考えからいうと。または、新年度もここの清掃作業に同じ謝礼を出すということは、ほかの地区でも同じような考えで清掃

活動すると謝礼を出すということでしょうか。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 私が地域住民のボランティアだと申しましたのは、そういうふうになっていただきたいという思いでございます。当面は、この事業は地域の状況に合わせて継続させていただきたいと。

それから、他地区からの要望等がございますれば、それはその時点で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 177ページの土地改良に対する補助金の件でございますが、4カ所の4つの団体に補助がされているわけです。この施設の維持管理に要する経費なわけですけれども、近年随分高齢化をしてきている、そしてまた国の減反政策の効果が随分上げてきているというようなことで、非常に耕地面積が、実際に耕作されている面積が減少していると。そしてまた、いわゆる虫食い状態に点在する形で細々と稲作が行われるというような状況にあるかと思うのです。そうした場合に、高齢化してきている、あるいは資金不足、そういうことで非常に広大なエリアに張りめぐらされた導水路、いわゆる農道、あるいは用水路の維持管理というものに負担がかかってきている状況だろうと思うのです。したがって、きちんとした維持管理がされないというような状況も間々見受けられるわけで、加えて市街地にあっては、既に住宅が建って、農道なのか、市道なのかというような、だれが管理するのかというようなあたりの非常に入り組んだ状況が今あるかと思うのです。そこで、こうした実際に耕作している方々を一つの地区に集約をして耕作をしていただくというようなことはお考えにならないのか、お尋ねいたします。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 澤藤委員のお尋ねにお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今高齢化、それから農産物価格が店頭での販売と生産者の取り分がマッチしないなどのいろいろな課題がございます、農業が衰退している状況にあり、その農業用の施設につきましても、維持管理が非常に大変だと。これは、私どもも強い危機感を持っているところでございます。

お尋ねの農地の集積をして合理化によって農業の振興、それから土地改良施設等の有効活用が図れないか、そういう考えを持っていないかということでございますが、これまでも農地の集積につきましても、いろいろな活動、それからPR等を実施してまいりましたけれども、農地所有と利活用については、それぞれの所有者のいろいろな思惑もございまして、なかなか進んで

いないのが実態でございます。ただ、市といたしましては、この農地集積を図りまして、どのような営農活動ができるのか、検討をしているところでございます。

また、今般は国のほうでも耕作放棄地対策が強く打ち出されております。我が国の食料自給率を当面45%まで引き上げるという国の施策としての方向が示されてございますが、実態とすれば、この耕作放棄地の対策が非常に大きな課題となっております。これは、国全域の問題でもありますとともに、むつ市の大きな課題でもございます。ただいま耕作放棄地の実態調査も実施してございます。これらも含めまして、私なりの一つの構想として、大畑地区の土地改良区のエリアの中でどういうふうな集団的活用ができるのか、今構想をしておりますが、先般も理事長さん方々とお話をしましたけれども、なかなかいい案が浮かばないというのが実態でございます。

ただ、いずれにしても先ほど申し上げましたとおり、耕作放棄地を含めた対策により、当むつ市の農業生産をいかにしてアップしていくか、これから検討を進めてまいりたいと思います。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） いわゆる猫の目農政と言われるこの国の農政によって、恐らく当時は畑地であったものが半強制的に水田化されたというような、そういう思いを持っている農家の方々もおられるわけです。そしてまた、この下北地域はやませの影響をもろに受けて、水田には余り向かない土地柄ということです。ずっと来ましたけれども、それが品種改良等によって耐冷の品種が生み出されてきたと。しかし、その後一転して減反政策が始まったというような経緯があるわけで、今後の不耕地農地をどのように活用していくかということは、大いに市の担当のほうでも努力をしていただきたいと、こう思うのでありますけれども、この土地改良の取水堰が県道の改修によって取り壊される、そしてまた新たに構築されるというような話をちょっと聞きましたけれども、そういう事実があるのか。

そして、不耕農地の活用がどういう方向に行くのか、お考えをお聞かせください。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答えいたします。

揚水堰等県道の改修の関係につきましては、現在把握してございません。これから現地等確認してまいりたいと思います。

それから、もう一点は……

（「耕作放棄地の水田を目指すのか、あるいは別の方向に行

くのかというあたり」の声あり)

○経済部長(櫛引恒久) どういうふうな方向、米につきましては国内の自給率が現在100%を超えている状況でございます。そういった意味では、この下北地域では米づくりは現状程度でいいのではないかと。ただ、その中身につきましては、一般の主食用の米のほかに、ゆきのはなのような下北地域でなければ栽培できずに第2次産業、第3次産業と組み合わせて活用のお米づくりも全体的な米づくりの枠の中で検討を進めていく必要があると考えてございます。ただ、米ではなくて、野菜、畑作のほうで何らかの手だてを打てないか、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長(白井二郎) 澤藤一雄委員。

○委員(澤藤一雄) ぜひ広大なエリアの耕作放棄地を活用されるように希望いたしますけれども、今の県のこの事業が、また新たに取水堰を設けて延々とこの土地改良の賦課金を負担しなければならない農家の皆さん、いわゆる耕作していない方々の今後の負担がそのことによってどうなるのか、そして市が50万円程度の補助金を出して、それらの維持を今後も延々と図っていくのかというような、非常に大きな懸念があるわけです。非常に収入が減っている中で、そうしたいつまで続くのかというような、このあたりの耕作していない農家の皆さんの思いを十分考慮しながら、県のほうにはその計画がどういうものなのか、ご確認をしていただきたいと、このように思います。

終わります。

○委員長(白井二郎) ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員(目時睦男) 1点だけお尋ねをしたいのですが、182ページから183ページにかけて、林業費の造林費、委託料、保育事業と関連してお聞きしたいのですが、市有林、部分林契約をしている山林等も含めて、その面積が幾らあって、その中で要保育、要除間伐面積、材積が幾らあるのか、まずその辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長(白井二郎) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 市所有の山林面積並びに要保育面積、現在ここに数字持ち合わせてきておりませんので、ご理解していただきたいと思います。データとしては、ございます。

○委員長(白井二郎) 目時睦男委員。

○委員(目時睦男) 多分そういう答弁かなという予想をしていました。というのは、これは県ももちろんであります。施業計画5カ年の計画は、義務的にそれぞれの市町村が計画をしなければならない、そういうふうに私は認識をしています。その部分がきちっと掌握、計画されていないのではないかと

という感じが1つしています。それは、具体的には森林組合等は身売りの部分等々、公有林も含めてそのような森林組合のほうにお願いをしているのが実態ではないのかと。これは、前の一般質問でも私取り上げて関連して質問しているわけでありますが、今地球温暖化になり、そういう部分からしますと、私はまずもって市が保有している山林についての的確に整備をしていく。そのうえで民有林も整備をしていく。私有林です。こういうふうな状況をつくり出していくことが必要だろうという思いを強くしているのです。そういう面で、計画を策定する前に、策定する際に、例えば作業種でいいますと、つる切りが必要な林分もある。除伐が必要な林分もある。経過年数によって、例えば新植をして、下刈りの時期というのは5年すると下刈りですよとか、一定の基準というか、目安はあるのですが、しかし林分によって、その場所によって林況が違うのが、これは一般的。ですから、つるがもう繁茂している状況の中であれば、これはつる切りが必要だろうし、除伐が必要か、それで保育間伐、こういう等が、まず市が保有している林分について、現地を調査しているのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、施業の5カ年計画でございますが、これは市の持ち分の民有林を含めた計画は立案してございます。ただ、具体的にどの程度進捗してるか、これは実績として出してはございますが、今委員ご指摘の市所有の公有林の状況を的確に把握しているのかという点につきましては、地区によって若干違いはございます。例えば川内地区におきましては、巡視員を設けまして、どこの山がどういう状況になっているか調査してございます。それから、むつ地区につきましては、委員ご指摘のとおり森林組合さんをお願いしている部分もございまして、森林組合さんからの情報によって、今度あそこをどうしなければいけないというような話はしてございます。

それから、脇野沢地区でも、期間雇用で脇野沢地区の市有林の見回りを実施してございますが、具体的に何林班をいつ、どうするかという計画は立案までには至ってございません。

○委員長（白井二郎） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） これは、要望も入るわけでありますが、全体の市の部分林も含めた戸籍というか、私は前に戸籍という言い方もしたのですが、どこに面積が幾らあって、材積が幾らで、そして経過がどうなのか、何年に新植しているとか、土壌がどういう土壌なのか。先ほど横垣委員の質疑とも関連するのですが、部長の答弁、当を得ていると思っております。というのは、その林分でも沢地の場合には杉が適正樹種だとか、中間の部分についてはカラ

マツがいいとか、いろいろそれは林分によって違うと思うのです。それらの部分等も含めて樹種を選定するという考え方については、そのように思うのでありますが、しかしその前に、その林分がどういう状況なのかという現況の把握というのはきちっとしていなければ、面積、材積も含めて。こういう部分が私は、もう少し、まず公有林の部分、市が保有している部分も含めた林部についての把握をきちっとしておく、このことからスタートするべきではないのか、このように思います。それは、例えば学校林の場合に、これは教育委員会とも関連すると思うのですが、例えば下刈りが必要な部分については、子供たちの教育の一環として学校林の整備というか、このことによって山という、地球温暖化と関連しますが、そういう教育上の問題とかも活用するとか、そういうことも含めて今後の課題として検討していただきたい。要望も含めて終わりたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 1点だけお伺いしたいと思います。

189ページです。クロソイの養殖再建事業費補助金について、委員長の許しを受けて、ちょっとお礼を申し上げながらお尋ねいたしたいと思います。

というのは、この事業は、つくり育てる事業として二十数年間旧脇野沢村で養殖事業をしてきたわけでありまして、そして、主要施策の実績報告書の中にもあるとおり、平成17年にトドの被害によって、ほとんどのソイの養殖事業が壊滅いたしまして、そして個人的にはどうしてもやれないと、こういうところまで来て、漁協のほうで、それではということでやった事業であります。そして、平成18年、まだ私は議員になっていませんでしたけれども、今の宮下市長が今の「むつ市のうまいは日本一」ですか、そういうふうな気持ちでもって3年間の補助事業、1年間に100万円ずつの補助をして現在に至って、たしかことしで終わるといようなことを聞かされております。その実績が実はここに載っているわけですがけれども、この実績の中で生産量12万尾、これが3年間の今現在生きている尾数なのか。それと、金額的に396万9,000円、一人前になるといって3年ぐらいかかるのですけれども、今現在3年目を迎えて、2年物を売ってのこの金額なのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 水産課長。

○経済部水産課長（笠井哲哉） 山崎委員のお尋ねにお答えいたします。

クロソイ養殖の再建事業に対します補助金でございます。委員おっしゃるとおり、平成17年度において自然災害とトドの被害、それから陸上施設の機械のトラブルによって大変大きな損害を受けたクロソイの養殖事業を再建す

るため、平成18年度から3カ年計画でクロソイ種苗生産事業の生産基盤の強化を図るということで交付した補助金でございます。

それで、補助金については100万円ということで、3カ年、市の定額補助になってございます。あと種苗生産の実績12万尾、これは3年間でございませぬが、現在の保有数は3万7,500尾ということで伺ってございます。その内容につきましては、宮城県の志津川漁協のほうに11万尾、それから養殖部会で1万尾、それから漁協の自営事業でございませぬけれども、生魚の販売780グラムということで、販売額合計が495万3,248円となっております。単年度ごとの数字でございませぬ、委員の3カ年まとめた実績ではございませぬので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 173ページの農業委員の報酬のところなのですが、まず1人当たりの報酬と、この不用額というのは1人の方がやめたか何かして余ったお金でしょうか。

以上です。

○委員長（白井二郎） 農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（蛭名俊文） 新谷泰造委員のお尋ねにお答えいたします。

農業委員の報酬ですけれども、会長が1カ月5万7,000円、それから委員は1カ月3万5,000円になっております。それから、不用額についてでございますけれども、1名の委員が年度途中で死亡しております。それから、1名の委員が年度末のころに辞任しております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 188ページ、公有財産購入費の部分で大畑漁港多目的利用施設の購入費。この多目的は、前々から聞いていましたけれども、いつまで多目的になるのか。また、何か利用をするという計画がないのか、あるのか、その部分だけお願いします。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） この施設等につきましては、現在具体的に今後どういうふうにするか、まだ決定されてございません。

○委員長（白井二郎） 菊池委員。

○委員（菊池広志） これは全額で幾らでしたか。2億円でしたか。1億8,000万円だったか、お願いいたします。

○委員長（白井二郎） 水産課長。

○経済部水産課長（笠井哲哉） お尋ねにお答えいたします。

償還が平成3年から平成21年度までで14億2,616万3,299円でございます。
以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。
ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費。
商工総務費であります。商工観光担当職員の人件費が主なものであります。

第2目商工振興費。商工振興費であります。商工業の振興を図るための経費でありまして、支出済額は3億3,202万8,132円となっております。主なものは、19節負担金補助及び交付金の3,008万5,048円で、むつ商工会議所の実施する事業への補助金722万6,000円、同じく川内町商工会補助金441万及6,000円、大畑町商工会補助金233万2,000円、市内中小企業の経営安定のための中小企業小口資金特別保証制度保証料負担金788万9,940円及び中小企業事業活性化資金特別保証制度保証料負担金432万5,779円のほか、関連団体等への負担金、補助金、会費であります。21節貸付金2億9,600万円は、市内中小企業の融資の円滑化を図るため、市内の取り扱い各銀行、商工組合中央金庫に対する保証制度融資の原資であります。

第3目観光費。観光費であります。観光の振興に要する経費でありまして、支出済額は1億2,312万456円となっております。主なものは、13節委託料2,708万2,505円で、リフレッシュセンター鱈の里及び野営場指定管理料661万円、釜臥山展望台管理及び交通統制業務委託料569万6,250円のほか観光施設の管理に要する経費であります。15節工事請負費1,746万7,338円は、釜臥山展望台改修工事847万8,750円のほか、観光施設の改修等を行ったものであります。19節負担金補助及び交付金1,810万7,400円は、観光客の誘致促進を図るため、市内4観光協会で開催した観光客誘致促進事業への補助金786万1,000円、下北観光協議会への負担金669万6,000円ほか観光関係団体への負担金、会費であります。

第4目消費者行政推進費。消費者行政推進費は、消費者意識の啓蒙啓発及び消費者保護を目的として設置されたむつ市消費者の会への補助及びみんなの消費生活展実行委員会への負担金が主なものであります。

第5目むつ来さまい館等管理費。むつ来さまい館等管理費であります。これはむつ来さまい館、観光物産館、イベント広場の3施設の指定管理料が主なものであります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 何点か質疑させていただきます。

まずは、195ページの川内商工会と大畑商工会の補助金についてですけれども、町の規模が大体同等だと私は思いますが、金額に差がある理由をお知らせください。

（不規則発言あり）

○委員（斉藤孝昭） はい。197ページの委託料のところでは脇野沢焼干ラーメンPR用CM放送委託料ということがありますが、ほかにも各地に名産がありますけれども、それをCM化するときはこのように委託料を出すのか。

199ページの観光費の中の大湊ネプタ合同運行委員会補助金とありますが、これも各地区の祭りに同じような関係で補助金を出す考えがあるのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

まず1つ目、195ページの川内町商工会補助金、大畑町商工会補助金、金額にというふうなことでございますけれども、川内町の商工会のほうが脇野沢の商工会と合併したことによって金額がこのような金額に、人口的に大畑よりというふうなことの金額の結果でございます。

それと、脇野沢焼干ラーメン、こういうふうな特産品をつくった場合には、ほかでもこういうふうなのをやるのかということですが、これは脇野沢の焼干ラーメンをつくった経過というのがございまして、官民で一緒にやっただと。いわゆる漁協さん等々、あるいは商工会さん等と協力して、町の何かつくってみようよという産官、今で言うと非常に最先端を行っていたと思うのですが、そういうものでつくったものですから、いわゆる単独でのコマーシャルということではやっております。ですから、もちろんそういうことがあれば、これから民間の方々や手を組んでやる場合という形になって

いくと、こういうこともあり得るのではないかとはいっています。

それともう一つ、大湊ネブタ合同運行委員会補助金。ネブタはほかのところにもあるわけなのですけれども、これもこれまでのいきさつがありまして、ネブタを運行する際に、最初はいわゆる景品、賞品ということで出してたのです。それをこの部分に、補助金のところに持ってきた部分があります。それと、今4地区が合併したということがありますけれども、前は田名部地区と大湊地区の合併ということもございました。そのあたりからネブタのほうにも補助金をやって、まちの活性化をしようというふうないきさつがあったものですから、現在このような形になっているものと思われま。ただ、これから新しいところ、もっと見ますと、田名部まつりというのもそうなのですけれども、あれはいわゆる民の部分で皆さんほとんど自前でやっているわけですから、できればこれから補助をすとか云々とかということはちょっと考えておりませんので、よろしくお願いします。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 商工会の補助金については、やっぱり商工業の発展ということを考えると、もっと補助金出してもいいのではないかとというふうなことを日ごろから思っているのですけれども、今後人口規模とか商業者の規模によって金額の選定をぜひお願いしたいと思ひます。

それと、先ほどの焼干ラーメンの件については、当然官民ということでありましたが、民間の方からこういう提案があつて、いろいろ取り組みした結果、やりましようとなつた場合は、これからも当然やると思ひますが、ただ何でもかんでも行政支出するのはいかなものかと日ごろから考えておりますので、できれば委託料というふうな形ではなくて、補助事業の中でそういうのも含めてやってほしいというふうなお願いもするべきだと思ひますが、そのところの考えを再度お願いします。

あと大湊ネブタの補助金については、これからはなくすということの答弁だつたと思ひますが、私はその逆で、ぜひ地域の活性化という観点からいうと、もっとここも補助金出したほうがいいのではないかと、有効利用できるのではないかとはいっていますので、なくするのではなくて、もっと補助を上げるべきだと思ひますが、どうでしょうか。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） お尋ねにお答えいたします。

脇野沢のラーメンの商業的の件ですけれども、確かに官民ということとというふうには私お話ししました。ということは、極端な話をすると、市が特定のところの商売の方を押すというのは、法律のほうで禁じられていま

す。ですから、もちろん官民の分相応に後押しをするというような形ですから、今おっしゃったように、いわゆる委託料ではなくて補助金というようなこともちょっと検討したいと思います。

それと、大湊ネブタの件ですけれども、これはなくするという話をしたわけではなくて、ただお尋ねのほうで、こういうふうで大湊ネブタをやるのであれば、ほかにもネブタとかあるでしょうと、そちらのほうにも補助したらいかがなものかなというふうにお伺いしたので、ただこれは前からのあれがあるので、ちょっと後押しするのですけれども、ほかにもまた申請があった場合はというふうなつもりは今のところはないというふうにお答えしたものであります。よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 大湊ネブタの件ですけれども、申請があっても今後はやらないと、大湊ネブタだけは特別だということの考えだと思います。だったらなぜ大湊ネブタを特別にしなければならないのですか、その理由をお知らせください。過去の経緯があるというのはわかりましたが、でもここだけが特別扱いというのは、経緯があったとしても、徐々に改善していくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、大湊ネブタの件ですが、補助金、これらは市の総合的な考え方の中で補助事業として適切かどうかの判断により支出されるべきものであると考えてございます。そういった意味で、新たなネブタに限らずいろんな事業が出てまいりましたときには、民間で支出するのが適当なのか、市が助成する必須要件があるのか、それらを検討して補助対象にするか否かを決定、検討してまいりたいというふうを考えます。

これは大湊ネブタに限らず、ほかの補助金も含めてそういう基本的なスタンスでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 199ページの負担金補助及び交付金の中の観光団体の育成の件ですが、この観光団体に、事業に対する実績で補助金が出ていますけれども、この事業への補助金の事業費の何割を補助金で出すとかというようなことで出されているのかお伺いします。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） お答えいたします。

ここに限らないのですが、補助金を出す場合、私どものほうでは財政方で指針があります。要するに経常的なものは、いわゆる例えば100万円かか

るとすると、事業を挙げてもらうわけなのです、こういう事業をやりたいと。100万円というふうに出した場合に、その2分の1、おおむね2分の1を後押ししたいと。もちろん物によっては違う場合もあるのですが、原則的にはそうです。あとは臨時的な場合、例えばちょうど節目の何十周年目に当たるとか、ことし1年の行事だという場合は、年限を決めて今年度だけとか、次年度までどういうふう年限を決めて補助の精査をしているということが全体の補助金に言えることです。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 197ページの商工観光費の委託料に関してお尋ねします。

釜臥山展望台が出てくるのですけれども、この釜臥山展望台を含めて、その山頂、レーダーもあるところですね。あそこは、国定公園に全部指定されているのかどうか、あるいはまたレーダーは除外になっているのか、その点をまずお聞きいたします。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 国定公園に入っているところから自衛隊のいわゆる基地があるところ、私どもの展望台というところも、今の自衛隊のほうからお借りしているのです。ですから、その部分を含めて国定公園の中には入っていません、除外されているのです。ただ、駐車場であるとか、部分によって違うところにありますので、ここ、ここというふうにちょっと今お示しは、地図がありますので、それをごらんになればわかると思いますけれども、そういうふうなことになっております。

○委員長（白井二郎） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） そうすると、山頂一帯は全部防衛省のもの……

（「ほとんどそうだと思います」の声あり）

○委員（工藤孝夫） ああ、そうですか。市では、駐車場だとかそういうものは一定の借地料を支払って借りているということなのですか。形態はどういうふうになっているのですか。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 展望台の敷地、建物がある部分については、防衛省と覚書を交わして、料金は幾らかです、年間何千円とか何万円、そういう金額だと思いますけれども、支払っております。ただ、そのほか例えば観光道路は道路ですけれども、ですから防衛省の敷地内で例えば何かをやる場合は、いわゆる国というよりは、防衛省のほうの許可をもらわなければいけないということになります。あるいは、例えば道路の周りに看板をやるとか何かの場合は、今度は国定公園のほうの、県とか国のほうの

許可が必要になるわけで、その部分が国定公園に入っているということになりますから、その申請するのでさまざま違ってくるのですけれども、そういうことですので、ご理解ください。

○委員長（白井二郎） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 再度確認いたします。

レーダー、この前一般質問でもお聞きいたしましたけれども、今新しく建設されておりますね。あそこは全部防衛省のものだと、こういう理解でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 1点だけお聞きします。

195ページの商工振興費の貸付金、これにつきましては、これはむつ市内の中小企業の金融対策の一環で行っている事業であります。これは前は二、三年、四、五年前は、この利用状況が100%だったのですけれども、近年もう75%、平成19年は70%、ことしは恐らく70%切るでしょう。この減った理由は何ですか。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 今お話ありましたように、平成19年の消化率というのが件数ではふえているのですけれども、小口のほうの件数が89件で消化率が70.32%です。もう一つの事業活性化のほうは49.56%、件数が43件なのですが、これはいわゆる保証料のほうもそうですけれども、下がっているのです。ということは、いわゆる借りる額、例えば2,000万円を50人借りるとかという場合だと、保証料率も高くなってきますし、全体の8倍運用しているのですが、消化率も上がるのですけれども、金額が小さければ、件数と、それからパーセント全体の利用率という、7倍運用している部分の割り算をするわけですので、そのパーセントが下がるということだと思っておりますけれども。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 課長、借りる人が、金額を小さく借りるのではないのです。銀行で貸し渋るのです。なるべくリスクを下げるために小さく小さく。中には、もうひどいところは、あなたはだめだと言われてこの利用率が下がっているのです。それで、私が言いたいのは、2億1,000万円も貸しているわけでしょう。それから、中小企業には8,000万円、合わせて3億円以上の金を貸しているのです。これを単純に利息計算すると、年間2,400万円ぐらい金融機関に入っているのです。だから、当然そのぐらいのリスクを背負っ

て一般の中小企業に貸しても私は何ら不思議ないと思うのだけれども、どうも最近の金融機関は貸し渋る。だから、副市長、毎年貸しては出し、貸しては出しと、返してもらって、また新年度貸しているのだから、ただ事務的にそうやるのではなくて、課長あたりとか部長は無理だけれども、副市長か市長が行って、金融機関に行って、どうにか中小企業が困っているのですから、ひとつ緩和してくださいと、そのように金融機関の支店長なり頭取に行くのが私は当然だと思うのですけれども、副市長はどういう考えですか。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） ただいまご指摘の点については、当市にとっても大きなことではありますけれども、まさしく国策、圏域でもっての組織での活動というのがあって、要は広域的に行われている中での地域の問題というぐあいに私は思います。よって、金融政策云々というのは、地域のみならず、そういう広域の中での活動の中でもカバーされている問題でございますので、我々市の立場として動くかどうかということも一つ課題ではありましょうけれども、万般動いているものという認識はしております。必要であれば、我々もそういう体制の中で動きたいと思います。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 副市長の気持ちはわかりました。

そうでなくても、保証制度であって、市ではこれに800万円ぐらい負担金出すのです、保証協会に。だから、保証協会も、すぐお金貸せと言えば、保証協会でああだこうだ、ああだこうだと難しいのだ。だから、市ではある程度金を出すときにそのくらいの、中小企業をひとつ助けてくださいと一言私は言ってもいいと思うのですけれども、どうでしょう。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） これは、平成19年度の決算ですので、ここには2つのタイプしかないのですが、去年法律が改正になりました、要は今委員がおっしゃったのと同じ、例えば100万円を貸して保証料を市で払うのですけれども、その保証料をもし元本を取れないと、そういうときは保証協会が払うということなのですが、今度は共有責任というのができまして、銀行も2割払いなさいと。そうしたら、銀行はますます腰が引けるわけです。いや、それでも払いなさいよということで、うちのほうで年度当初にこの利率を決めるのに頭取さんのところにお伺いするのです。そのときに話をしたときに、今度やっぱり彼らのほうでは2割払うのが大変なわけですから、腰が引けるわけです。うちのほうでは、新年度は、もうことしやっているのですけれども、これがタイプ1、2だとすれば、タイプ3のもの、

1,500万円が限度なのですが、それについてはセーフティーネットから外してもらおうと。要は全額銀行のほうでは負担を負わなくてもいいよという制度もつくってあります。ですから、これはこれにちょっと出てこないのですけれども、そういうことをご理解いただければと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 田名部まつりの先ほどの寄附の件でお聞きしたいのですが、寄附は無理だとしても、市長が今回かわりまして、かみしもが実費として20万円ぐらいかかっているのですけれども、それを実費負担という形では負担していただけないのか、1つ。

それから、今の貸付金……

○委員長（白井二郎） 新谷泰造委員、申しわけないです。これは、田名部まつりの寄附とかそういうのは役所はしていませんので、先ほどの関連で、助成金とかそういうのはあるのですが、寄附金とかそういうのは質問しないでください。

○委員（新谷泰造） 済みません。補助金の件なのでございますが、それで補助金は無理だとしても、実費費用負担という形は可能かということ。

それから、もう一つ、貸付金の件で、今この貸付先の倒産率は何%ぐらいなのか。

以上です。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 今ちょっとここに貸付先の倒産率というのはちょっと持ってきておりませんので、後ほどあれですけれども、田名部まつりということで、私も8年ぐらい小川町の組におりましたけれども、いわゆる自分たちのお金で自分たちでやるということがもう根づいていと思うのです。もちろんそれがプライドにもなっていますし、いわゆる極端な話をすると、外部から取材をするとかなんとかというときにも、いわゆる組の人たちは、みんなそういうプライドを持った立場でやっている。すばらしいと思うのです。ですから、今これがまたひもつきのように何かをとかというふうなことになる、もちろん組頭さんとかと相談することになると思うのですが、断られるような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（白井二郎） 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 補助金とかそういうものではなくて、市長が今かわりましたので、そうしたらそのときに結局総代さんとか、そういう方は個人で負担するのですけれども、市長の分は神社側で実際負担しているのです。20万円程度かかるのですけれども、それは実費負担が可能かということで聞いた

のです。補助金ではございませんので。

○委員長（白井二郎） 新谷泰造委員に申し上げます。

そういう神社関係は、議会とは、この審査とは関係ございませんので、何とぞご理解願いたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお伺いします。

195ページの商工振興費の負担金のところの商店街活性化補助金で72万5,000円とかなり少ないのですが、去年はまちなか丸ごと元気事業費補助金という名前でしたが、これは同じ中身かどうかということと、この72万5,000円、どういう内容かというのをお伝え願いたいと思います。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） お答えいたします。

今おっしゃったまちなか丸ごと元気事業と同じでございます。ただ、これ自体が県と市がそれぞれ2分の1ずつ負担して平成18年度で終了したのですけれども、平成19年度は1年に限って市単独で補助したもののなのです。その事業内容というのは、むつ商工会議所のTMOさんのほうで、例えばむつ市合同盆踊り大会22万5,000円、小川町商店会、これも盆踊りであるとか、花いっぱい運動であるとかということです。それから、新町の商店街さんも今ちょうど時期ですけれども、イルミネーションの点灯とか、そういうものでまちの中ににぎわいをつくっていただきたいというふうにした結果でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 今単独、平成19年度で単独になったと言いましたが、これからは、ではどういう形で。また、去年は150万円だったのですよね。ですから、半分になってしまって、できればもっと手当てしたほうがいいかなとは思っているのですが、今後の予定。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） 半分になったということは、要は県のほうの補助金がなくなった分、そのまま減らして2分の1のままで補助をしたということです。新年度は、これをなくする予定です。ただ、なくするといっても、それぞれの担当者とも話し合いをしています。もちろん半分になるときにもそうです。ただ、補助金を減らせばいいというものではないので、どうですかと、こういうふうになるのだけれどもと。物も買ったし、例えばイルミネーションであればイルミネーションのかかる分の3分の2ぐらいはもう持っているわけです。ですから、あとはちょっとのあれでもでき

るのではないかというふうにそれぞれの代表の方と相談しています。ただ、それでまた足りない云々ということも出てこないとも限りませんが、今のところは、その今のある財産で進んでいってほしいと思っています。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） それでは、建設部が所管いたします第8款土木費の決算の概要をご説明いたします。

200ページをお開きください。1項1目の土木総務費でございますが、建築課及び下水道課を除く建設部の一般職員35人分の給与費のほか、事務用品消耗品を支出いたしております。

次に、2目の建築総務費でございますが、建築課の一般職員7人分の給与費のほか、建築の適正指導、建築確認申請及び市有建築物の設計管理に必要な経費を支出いたしております。

次に202ページ、2項1目の道路橋りょう総務費でございますが、この項目は道路橋りょうの管理に係るもので、街路灯やゆとりの駐車帯の管理及び当市が加盟しております各種協会の会費等に支出いたしております。主なものといたしましては、11節の需用費では街路灯8,090灯の電気料3,446万7,170円、器具修繕料2,156万6,465円及びゆとりの駐車帯の電気料、修繕料、合わせて59万4,273円を支出いたしております。13節委託料は、ゆとりの駐車帯6カ所の清掃や浄化槽の管理及び道路台帳の補正作業などをあわせて284万5,642円となっております。15節工事請負費は、街路灯22基の新設工事費であります。

次に、2目の土木維持費でございますが、市道、生活道路及び水路の維持補修にかかわる経費と除雪作業の委託料などです。11節需用費は、冬期間の坂道対策として、ロードヒーティングの電気料866万5,998円のほか、スキー場線ロードヒーティング灯油代及び小型除雪機の燃料費や修繕料でございます。13節委託料は、除排雪委託料1億8,536万円余や、砂利敷等の道

路維持補修委託料7,256万円余のほか、市道路線整備のための測量設計委託料であります。204ページ、15節工事請負費は、市道、生活道の舗装10カ所と来さまい橋通りの雁木補修にかかわる工事費でございます。16節原材料費は、市道、生活道の補修材料や融雪剤の購入費であります。18節備品購入費は、むつ地区の除雪用グレーダーの購入費であります。

次に、3目の用地管理費でございますが、道路や水路の管理に必要な経費を支出いたしております。13節委託料は、品ノ木地区排水路用地買収に係る測量委託に支出されております。17節公有財産購入費は、むつ地区品ノ木の排水路整備用地の購入費395万8,544円と宇田地区の排水路用地38万1,811円でございます。

次に、4目の道路新設改良費でございますが、国からの道路整備補助や起債等によって施工した道路の新設や改良にかかわる費用でございます。206ページ、13節委託料は、工事实施に係る測量設計委託4件及び工事積算システムのメンテナンス料を支出いたしております。15節工事請負費は、道路及び側溝工事9カ所のほか、小出橋のかけかえ工事を実施いたしております。18節備品購入費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金により道路パトロール車を2台購入いたしております。19節負担金補助及び交付金は、大湊地区で実施しているエコ・コースト事業の市の工事分について、県に代行していただいておりますので、その工事分を負担いたしております。

次に、5目特定交通安全施設整備費でございますが、市町村に交付されず交通安全対策特別交付金により交通安全に係る事業に支出いたしております。15節工事請負費は、道路のセンター及び外側線等区画線3万315メートルの工事費とカーブミラー6基の新設及びミラー交換工事等を実施いたしております。

次に、3項1目の河川総務費でございますが、市の管理する普通河川の維持管理に係る経費や各種協会の会費及び県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金を支出いたしております。13節委託料は、市が管理しております河川の浚渫や草刈り等、河川維持補修にかかわる委託料を支出いたしております。208ページの19節負担金補助及び交付金は、各種協会の会費及び県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金を支出いたしております。

次に、2目の河川改修費でございますが、市が管理する普通河川の整備及び側溝や排水路の整備に支出いたしております。13節の委託料は、排水路整備に係る測量設計2件の委託費を支出いたしております。15節工事請負費は、河川の仮設護岸1件、水質浄化1件、護岸改修1件、側溝整備1件の合計4

件の工事を実施いたしております。

次に、4項1目の港湾総務費でございますが、各種協会の会費及び県が実施いたしております大湊港の港湾事業への負担金を支出いたしております。

次に、5項1目の都市計画総務費でございますが、都市計画審議会にかかわる費用のほか、都市計画関連の各種協会の負担金や下水道事業特別会計への繰出金を支出いたしております。19節負担金補助及び交付金は、本市が加盟しております5つの協会等の負担金であります。28節繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金であります。

次に、2目の公園管理費でございますが、都市計画課では、公園、広場、遊園施設等合わせまして40施設を所管しておりまして、これらの維持管理に要する経費を支出いたしております。7節賃金は、早掛沼公園の管理員と大畑中央公園の清掃及び雪囲いに係る賃金でございます。210ページの11節需用費は、消耗品費のほか、公園の電気料、水道料及び公園の防護さく、遊具、水銀灯の修繕料でございます。13節委託料は、公園の遊具及び噴水の保守点検のほか、維持管理作業にかかわるものでございます。14節使用料及び賃借料は、公園用地の借上料や桜祭り期間のトイレの借上料でございます。

次に、3目の大湊駅前広場管理費でございますが、広場の植樹帯やモニユメントの維持管理にかかわる経費で61万9,239円を支出いたしております。

次に、4目の早掛レイクサイドヒルキャンプ場管理費でございますが、市民及び旅行客に自然との触れ合いの場を提供するとともに下北半島の観光のベースキャンプとして利用していただくことを目的に整備したキャンプ場の維持管理に要した費用を支出いたしております。11節需用費は、キャンプ場運営に係る光熱水費及び修繕料等に支出いたしております。212ページの13節委託料は、キャンプ場の窓口業務や清掃等の委託費、浄化槽の維持管理及び自家用電気工作物の保安業務の委託料でございます。

次に、5目のかわうちまりんびーち管理費でございますが、海岸に親しむための空間づくりを目的として、平成4年度から県が整備し、平成13年度から供用しております海水浴場の維持管理費を支出いたしております。7節賃金は、海水浴シーズンの水泳監視員及びトイレ、シャワーの清掃の賃金でございます。13節委託料は、ビーチの草刈りや植栽の雪囲い及び遊泳監視員等施設の維持管理業務の委託でございます。

次に、6目の下北駅前広場整備費でございますが、広場整備に係る工事や駅舎改築、詳細設計負担金及び土地の購入等に要した費用を支出いたしております。214ページの15節工事請負費は、南側駐車場1,340平方メートルを整備したほか、フェンスや側溝の整備に支出いたしております。17節公有財産

購入費は、広場整備に伴う土地購入費で、2社合わせまして1,388平方メートルを4,172万3,438円で購入いたしております。19節負担金補助及び交付金は、JR東日本との協定に基づき、駅舎改築に係る詳細設計を実施したものでございます。22節補償補てん及び賠償金は、広場整備に係る支障物件の移転補償でございます。

次に、6項1目の住宅管理費でございますが、市内全域の22団地、604戸の市営住宅の管理に要した費用を支出いたしております。11節需用費は、市営住宅の修繕料が1,052万2,340円と91%を占めております。13節委託料は、浄化槽の管理や消防施設設備点検等管理業務の委託でございます。15節工事請負費は、市営住宅へ火災報知機を設置したことや、第2初見団地の下水道接続及び金谷団地の屋根の塗装工事を実施したものでございます。

次に、2目の市営住宅建設費でございますが、緑町団地建設用地の公有財産9,189平方メートルの購入にかかわる経費を支出いたしております。

8款は、以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。207ページですが、下のほうに河川維持作業委託料420万円とあるのですが、これは明神川を含めたものというふうに考えていいのかということと、明神川はなかなかきれいな川にならないのでありますが、もう少しこっちのほうから改修をいろいろしたいとなれば、このお金というのは県のほうからそれなりにもらえるものでしょうかということを確認させていただきます。結局予算がたった420万円しかないものなのかということです。

2点目ですが、209ページの港湾費の負担金のところで、港湾地域再生基盤強化事業負担金5,000万円とあるのですが、たしか去年は3,000万円ぐらい、3,100万円ということで、この負担金というのは毎年変動あるものか。もう5,000万円でこれからずっといくものなのか、それとも平成19年度で終わりなのかどうか、そこのところをお願いします。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の明神川が入っているかということでございますが、明神川のクリストライトをやっているわけですが、その清掃と若干の土砂の浚渫、それらが含まれております。それから、県のほうからの助成があるかないかということでございますけれども、市の管理する河川でございますので、県からの助成はございません。

それから、2点目の港湾の負担金でございますが、これは毎年県の事業費が動くわけでございまして、それに合わせて我々は負担率に合わせた負担をしております。ですから、固定されたものではございません。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 明神川の件であります。市の管理だけれども、それなりに工事をやれば、歳入のほうで、県支出金という項目があるので、そちらのほうでそれなりに後ほど交付金という形で来るものではないかなと思いますので、そこら辺も再度ご答弁お願いしたいと思います。

今回クリストバライトの清掃ということで、この程度の金額で済んだのかなとは思いますが、やっぱり根本的にもっときれいな川にするにはいろんな手当てが必要だと思うのです。そういう場合に本当にむつ市が管理だから、もう全部むつ市だけの負担での工事となると、かなりもう無理があるなというふうに思いますので、そのところ、本当に全く県のほうの手当てがないのかというところを再度よろしくお願いしたいと思うし、市のほうとしてこの明神川、例えばこういうふうな工事をすればきれいになるのにお金がなくてできないというふうな、そういうふうな構想もあるのかどうか、そこら辺の検討のところを、やっぱりお金がなくてなかなかきれいな川になれないというふうなところもあるのであれば、そこら辺の構想なんかも教えてもらえればなというふうに思います。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず、明神川についてでございますが、平成19年度、炭を使った浄化作業の工事を1回発注してございます。ただ、量的にちょっと少なかったということかと思えますけれども、余り効果は得られなかったということでございます。一般的には、インターネットなんかでも他の都市のやつを見れば、本線でなくてわきに一たん引き込んだ形で、これを流してやると。本流は本流、わき道はわき道という形、そちらのほうに浄化装置をつけるというようなやり方をしているのが一般的なやり方みたいでございましてけれども、何しろ明神川はわきに回す部分がない。それで、本線に敷設するわけですけれども、余り大きいものをやると、今度河積、河の断面積がなくなって水害の原因になるというところで、ちょっと試みは失敗した経緯がございます。

それから、河川に対する補助でございますけれども、以前ちょっと調べたのですけれども、流域とかそういうの、物すごい、何億という事業、それに対してはあります。ただ、今明神川を改修するのにどういう方法が考えられ

るか、ちょっとまだ見当つきませんが、物すごく大きな意味での河川改修であれば、補助はございます。通常の、我々が例えばあそこを浄化するために何かを施したとしても、それほどのあれにはならない。たしか流域もあったと思いますけれども、前に多分、去年もその話は議会の中でもあったと思うのですけれども、物すごい額でないと対象にならないということでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 明神川のかなり汚い泥が、本流の旧田名部川とドッキングするところにたまって臭いのでありますが、そういう意味であそこに汚泥がたまらないために、ちょっと私も個人的にいろいろ考えて、田名部神社のところが小川町に一番接近して、またちょっと離れていっているのです。だから、小川町のほうに土管というか、穴を掘って小川町に流すという方法も考えたことがあるかどうか、そういうことを検討したことがあるかどうか。あっち側に流してしまえば旧田名部川のところには汚い水が、土砂とかがたまらないのです。ということで、そういうことも検討したことがあるかどうかというのもちょうとお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

明神川の場合は、水源のほとんどが家庭排水ということでございますので、分水したとすれば、逆に水量がなくなってますます悪くなると思います。一番いい方法は、きれいな水を取り込んで、要するにもっともって希釈するという考え方でございます。それが一番いい方法かと思います。ただ、実際に前にもお話がありましたけれども、女館のほうから水を引っ張って入れたらどうかと。ところが、ゲートの関係、大雨降ったりなんかしたときには、今度すぐはらんしますので、それらの手当てがどうなるのか。それから、そこまで持っていくのにどういうふうにくるのかということで、断ち切れというのですか、そういう思いだけではありましたが、今横垣委員のおっしゃったような、逆に分水はかえって逆効果になるかと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） ページでいくと203ページの街路灯新設工事、これも毎年度市民要望が多いものでありますが、22基新設というふうな話がありました。この22基は電力会社の寄贈のみだと思いましたが……違う。そうすれば、22基を設置した理由、先にお聞かせください。本来市民からの要望であれば、もっと多いはずなのですけれども、22基に限定した理由をお知らせください。

ページでいくと209ページですが、公園のトイレのことについて。これも毎回同じような質疑をさせていただいておりますが、各公園のトイレが相当老朽化しております。これも更新の計画があるのかなのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 齊藤孝昭委員のお尋ねにお答えいたします。

22基、これは全くの市の新設工事分でございますが、このほかに電力のほうから毎年20基ほどの寄附がございます。これらを合わせますと、大体要望箇所には間に合うと。ただ、大きい要望、ずっと距離の長いところにずっとつけてくれというと、1回に20基、30基もつくような要望もございますけれども、それらについては一気にはおこたえできないので、順次つけていくという考えで今進めております。ちなみに、平成19年度は全部で54基が新設されております。22基のほかは全部寄附でございます。

公園のトイレについてでございますが、確かに大分老朽化されて、汚い部分もございます。清掃はちゃんとやっておりますけれども、老朽化がひどいということで。来年度から、今新しい新年度予算の要求の中には盛り込んでおります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 公園のトイレについてはわかりました。街路灯については、旧むつ市内も含めて旧町村と言われている余り人が住んでいない方面、例を言うと、川内地区から脇野沢地区に行く道路沿いに全然街灯がなくて、夜行くと、簡単にしゃべったら大変危険なのです。今言っているのは、住民要望がない例を言っています。あとは、むつ運動公園の前の通り、夏場の公園を使っているときはいいのですけれども、冬になると、照明があつた辺全然なくて、これもまた通学の危険にもなるとか、さまざまむつ市内には街灯が必要な場所があるのです。そういうのを調査して、私は計画的に街路灯の整備を進めるべきだと思うのですけれども、そういう計画はつくっているのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 街路灯の設置箇所につきましては、主に町内会のほうからの要望を実施してございます。また、今お話しの川内 脇野沢間、それから運動公園の前、これは国道になってございますので、県と協議をしながら、どちらがつけるのかという方法で模索していかなければならないと思いますので、その辺、もし要望がございましたら、受けたいと存じます。

- 委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。
- 委員（齊藤孝昭） 住んでいる人たちは、だれがやってもいいのです。県に申請しても、多分むつ市がやりなさいと言われると思いますので、そういう計画を立てたほうがいいのではないかという話をしたのですけれども、今後そういう計画を立てる考えはあるのかないのか、お知らせください。
- 委員長（白井二郎） 建設部長。
- 建設部長（太田信輝） 今のところ、そのような考えは持っておりません。
- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。
- 委員（澤藤一雄） 今の議論にちょっと関連して、町内会から要望が上がる、そして東北電力から寄附があるというようなことなのですけれども、電柱のあるところについては何とかつく、順番待ちで。だけれども、電柱に金がかかるから、町内会で電柱を準備してくださいとか、あるいは立ててください、そうすれば器具はつけますよというように、たびたびそういう場面に遭遇するのは。非常に町内会の負担といいますか、町内会ができなければ永久にそういう街路灯が、防犯灯がつかないというような状況になって、夏場は特にクマが出たりというような地区では、特に離れたところにあるお宅、そこに歩いていくまでが真っ暗でというような場面でも、やはり町内会の対応待ちというような市の態度に今後もなるのでしょうか、お願いします。
- 委員長（白井二郎） 建設部長。
- 建設部長（太田信輝） 澤藤委員のお尋ねにお答えいたします。
- 確かに電柱があるところは、個人で安くつきますので、それにこしたことはございません。ただし、どうしても状況を見て、必要であれば、これは予算措置して立てなければならぬと思っております。
- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） 203ページの委託料で、新町地区用地測量設計業務委託料で550万円ほど載っているのですけれども、この道路、全部整備するまでの予算見積もりは大体幾らぐらいか、教えていただければ。
- 委員長（白井二郎） 土木課長。
- 建設部副理事・土木課長（布施恒夫） 新町地区の測量ですけれども、これに記載されている550万円、プラス平成20年度、今年度実施しました工事が、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんけれども、1,000万円くらいだったと思いますので、トータル1,500万円くらいかかっているというふうなことでございます。
- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時31分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（新谷加水） 第9款第1項の消防費についてご説明をいたしたいと存じます。216ページをお開きください。216ページから219ページにかけてでございます。

まず、1目常備消防費でございます。これは、下北地域広域行政事務組合に対する負担金支出が主なものでございます。本部14人、むつ署51人、大湊署29人、川内署22人、大畑署28人、脇野沢署17人、計161人分の人件費が主なものとなっております。なお、不用額は人事異動等に伴うものでございます。

次に、同じページの2目非常備消防費でございます。これは、むつ市消防団の維持運営に要した経費でございます。その主なものは総勢1,088名の団員の人件費が主なものでございます。不用額は、出勤件数の減等によるものでございます。ちなみに、当該年度の火災発生件数は29件、団員の延べ出勤人員数は8,177人で行いました。

次に、3目水防対策費でございます。これは、むつ、川内、大畑、脇野沢の4地区にございます水防倉庫の維持管理に要した経費でございます。主なものは、土のう袋、砂、スコップなどの水防対策資機材費でございます。

次に、4目防災対策費でございます。これは、15節の工事請負費、川内地区32基、脇野沢地区21基の計53基の緊急避難場所表示看板の設置工事に伴うもの及び次ページ19節の県防災ヘリコプター連絡協議会及び県地域情報ネットワークに係る負担金等が主な経費でございます。なお、当該年度は川内地区におきまして、むつ市総合防災訓練を実施したところでございます。自衛隊、警察、消防団初め17の機関、団体から550人が参加し、21の訓練項目を実施してございます。

次に、5目消防施設整備費でございます。218ページになります。これは、消火栓、防火水槽などの消防施設の整備に係る経費で、主な経費は18節備品購入費で、当年度は大畑消防団本部付分団及び川内消防団第1分団配属車両の更新を行っておりますが、これが主な経費でございます。

以上が第9款消防費の説明でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 217ページの緊急避難場所の表示看板の問題で、防災上の点からいって、公民館と海岸との距離が余り離れていないと、これは問題ありではないかということをご指摘させていただきましたけれども、その後現地確認いたしましたでしょうか。

○委員長（白井二郎） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） 蛎崎地区の看板設置でございますけれども、これは看板設置する際に、既に確認しております。蛎崎のみならず、集会所につきましても、海岸に近い場所が、例えば宿野部等でございます。ただ、いずれの地区もたった1カ所だけの指定ではなくて、あくまでも複数の避難所を準備しております。例えば津波であれば、山手のほうの避難所に避難するとか、あるいは土砂災害であれば海岸地区のほうに避難するとかというふうな対応をとっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） それだと合理的ではない気がするのだけれども。例えば、どこの看板もそうなのだけれども、地震が来たらここへ避難しなさいと、緊急に、こうなっているわけです。そうするというと、この前指摘した、その公民館に避難して、その結果参事が起きたと。そのようになるという、市の行政の責任というのが問われるわけです。今複数の場所に指定してあると言っておりますけれども、どうなのでしょう、その辺は地域住民にちゃんと地震の場合はこういう看板では書いてあるけれども、この場合はこっちへ避難するべきだとか、そういうのをきちんと住民との間でできているものなのでしょうか、そういう指導していますか。

○委員長（白井二郎） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） これは、先般の定例会でもお尋ねありましたけれども、実は避難マニュアルというふうなのが必要でございます。現在そのマニュアルを策定中でございます。本当はこれは先を待てないようなものなのですけれども、実際に災害が起きた場合は、行政無線等で避難誘導いたしたいと考えております。

○委員長（白井二郎） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） そういうことだと言うけれども、表示看板、この点を私は指摘しているわけです。それとは別個に緊急時の場合は有線放送で対処す

るのだという答弁なのだけれども、表示看板そのものは、ではこれはこれでいいのだという立場に立っているのでしょうか。ちょっと私その辺がすっきりしないのだけれども。

○委員長（白井二郎） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（工藤初男） お答えいたします。

災害といいましても風水害、地震、いろいろあるわけですがけれども、一概的に海のほうからとか、一方面からではございません。山のほうからもあるし、そういう場合に1地区においても何カ所も避難場所を設けて、その場所がだめであれば次とか、二次避難とか、そちらの場所に行ってもらい、そういう臨機応変な対応をとることもあって、複数設けているわけでございます。

それで、先ほど防災調整監のほうから言いましたけれども、今後ご指摘の避難に係る経路とか防災マップ、それは今後作成いたして、住民に周知する予定でございます。ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ほかに……

（「特別にもう一回」の声あり）

○委員長（白井二郎） 特別。いや、特別工藤委員に認めれば、皆さんに……

（「それでは、答弁漏れです」の声あり）

○委員長（白井二郎） 答弁漏れということで、1回だけです。

○委員（工藤孝夫） 私は、地震による津波の問題聞いたのです、一般質問で。津波というのは海なのです。いろいろあると言うけれども、いろいろではなくて、私は海のことを聞いている。海と公民館の間は10メートル離れていない、正式には8メートル46センチなのです、私がかかったのは。それしか離れていないのです。だから、そのことを今私指摘しているの。いろいろあるのではないの。答弁としては感心しないね。そこはもうちょっとちゃんとした答弁。

○委員長（白井二郎） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（工藤初男） どうも失礼しました。

むつ市4地区なのですけれども、統一的な表示にいたしているところから、海の付近に接した場所でも地震という表示はしております。これらが語弊を招くようであれば、先ほどの防災マップに印するなりして周知したいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 219ページの消防ポンプ自動車の件でございますが、予算化をされまして、発注して納入されるのが年度末ということでした、この

場合も。そして、今年度もまた予算化をされまして、年度末でなければ配備されないというようなことをごさいます。この事務の流れといいますか、発注、納品までの流れについて、どうしてもやはり年度末になるのか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（白井二郎） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（工藤初男） お答えいたします。

消防ポンプ自動車類に関しましては、受注生産ということで、発注してから約6カ月ちょっとかかります。額にもよりますけれども、6月定例会にかけまして、それから発注すれば、もっと早くできることとは思いますが、その設計書、仕様書、それにちょっと時間を要しましたことから、3月の納期ということになっていました。今後あるときは、消防署のほうで仕様書は作成しているのですけれども、急いでいただいて、できる限り早期の納品としたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） この場合には、消救車ということで、非常に特殊な車両だったと思います。だけれども、一般的な積載車といいますか、そうしたもののについても、特に仕様の変更とか複雑な仕様でないとは思いますが、一般的なものですので。そうした場合も年度末に今年度なるようだけれども、そのために途中で今の古いやつ自動車の車検をとらなければならないというようなことも発生しているようでごさいます。やはり予算措置がされたら速やかに発注して早期納入を図られるべきだと私は思いますが、その辺のご見解をお伺いします。

○委員長（白井二郎） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） 実は、この消防団の車両購入につきましては、実際の事務を執行しているのは大畑であれば大畑消防署ということになりますけれども、今後こちらのほうとしても十分そういうふうになるべく早い時期に納入できるよう指導してまいりたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。決算書は、220ページからとなります。

第1項教育総務費、第1目教育委員会費であります。これは、教育委員に要する経費でありまして、4名分の報酬及び費用弁償が主なものであります。

次に、第2目事務局費であります。これは、教育委員会の事務局に要する経費でありまして、教育長及び一般職員43名分の給与費のほか、臨時職員2名分の賃金、学校等災害保険料、複写機使用料が主なものであります。

次に、222ページ、第3目義務教育振興費であります。これは、義務教育の振興に要する経費でありまして、外国語指導助手4名の賃金、教育相談支援員6名に対する謝金、ジュニア大使派遣事業に係る旅費、教師用教科書指導書及び学力検査用紙代等の消耗品費並びに東日本学校吹奏楽大会遠征費補助金が主なものであります。

次に、224ページ、第4目教育研修センター費であります。これは、教育研修センターの管理運営に要した経費でありまして、教育相談員2名分の報酬、一般職員1名分の給与費、問題を抱える子供等の自立支援相談員及び子供と親の相談員に対する謝金、教職員の各種研究講座の開催に要する経費並びに教育研修センターの屋根塗装工事費が主なものであります。なお、研修講座は20講座開催しておりまして、630名の受講者がありました。

次に226ページ、第5目学務管理費であります。これは、児童・生徒の入学、転校、就学援助等の事務事業に要した経費でありまして、学校評議員125名分の報酬、スクールサポーター16名分の賃金のほか、私立幼稚園就学奨励費補助金、すくすく子育て支援費補助金、要保護・準要保護及び特別支援教育就学奨励費に係る扶助費、育英基金に対する繰出金が主なものであります。

次に、228ページ、第6目教員住宅管理費であります。これは、教員住宅50戸の維持管理経費であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費であります。これは、小学校22校の管理運営に要した経費でありまして、技能員、調理員17名分の給与費、臨時技能員22名分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、通学者輸送業務委託料のほか、小学校の各種改修工事費が主なものであります。

次に、230ページ、第2目教育振興費であります。これは、小学校22校の教材器具等の購入に要した経費であります。

次に、232ページ、第3目第三田名部小学校建設費であります。これは、第三田名部小学校建設に係る地質調査等の委託料が主なものであります。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費であります。これは、中学校10校の管理運営に要した経費でありまして、技能員、調理員14名分の給与費、臨時技能員10名分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、通学者輸送業務委託料のほか、中学校の各種改修工事費が主なものであります。

次に、234ページ、第2目教育振興費であります。これは、中学校10校の教材器具等の購入に要した経費であります。

次に、236ページ、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費であります。これは、社会教育の推進及び生涯学習の振興に要した経費でありまして、社会教育委員、生涯学習推進会議委員及び社会教育指導員の報酬、一般職職員6名分の給与費、海と森ふれあい体験館の指定管理料、下北自然の家給水管新設工事費が主なものであります。

次に、238ページ、第2目公民館費であります。これは、中央公民館、川内、大畑、脇野沢公民館のほか、地区公民館24館の管理運営に要した経費でありまして、社会教育指導員の報酬、一般職員6名分の給与費、臨時職員5名分の賃金のほか、各種事業に係る講師等謝礼、公民館の管理に係る光熱水費、各種委託料が主なものであります。

次に、242ページ、第3目図書館費であります。これは、図書館本館と3つの分館の管理運営に要した経費でありまして、図書館奉仕員6名の報酬、一般職員8名分の給与費のほか、図書館の管理に係る光熱水費、各種委託料、図書購入費が主なものであります。

次に、244ページ、第4目文化振興費であります。これは、芸術、文化の振興、文化財の保護、文化財収蔵庫の管理及びニホンザル保護共生事業に要した経費でありまして、社会教育委員13名分の報酬、野猿公苑管理人2名分の賃金、野猿監視員12名分の賃金、文化財収蔵庫及び野猿公苑の管理に係る各種委託料のほか、モンキーパトロール用公用車等2台の購入費が主なものであります。

次に、246ページ、第5目学習センター管理費であります。これは、宇田水源池公園内にある学習センターの管理運営に要する経費でありまして、維持管理のための委託料が主なものであります。

次に、第6目視聴覚振興費であります。これは、むつ市視聴覚ライブラリーの管理運営に要した経費でありまして、DVDソフト及びプロジェクターの購入費が主なものであります。

次に、248ページ、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。これは、社会体育の振興、各種体育団体の育成援助に要した経費でありまして、体育指導員35名分の報酬、一般職員8名分の給与費、各種講師の謝金、

謝礼のほか、市町村対抗県民体育大会むつ市実行委員会に対する運営費補助金、体育協会補助金等が主なものであります。

次に、250ページ、第2目学校保健費であります。これは、児童・生徒の健康診断や、けが等に見舞金の給付等、児童・生徒及び教職員の健康管理に要した経費でありまして、学校医等への各種検査診断委託料、日本スポーツ振興センターへの医療費給付負担金が主なものであります。

次に、252ページ、第3目学校給食費であります。これは、学校給食事業の管理運営に要した経費でありまして、臨時調理員27名分の賃金、学校給食用のガス等の燃料費、大畑地区学校給食業務委託費のほか、大平小学校及び第二田名部小学校のダムウエーターの改修工事費、学校給食用備品購入費が主なものであります。

次に、254ページ、第4目体育施設管理費であります。これは、むつ運動公園、大畑中央公園、ふれあいスポーツパーク、脇野沢総合運動場の管理運営に要した経費でありまして、臨時職員3名分の賃金、大畑地区体育施設指定管理料のほか、各種維持管理のための委託料、大畑野球場バックネット塗装工事費、陸上競技用品の購入費が主なものであります。

次に、第5目体育館管理費であります。これは市民体育館、川内体育館及び大畑体育館の管理運営に要する経費でありまして、臨時職員賃金、各種管理委託料が主なものであります。

次に、256ページ、第6目スキー場管理費であります。これは、釜臥山スキー場及び於法岳スキー場の管理運営に要した経費でありまして、釜臥山スキー場の臨時職員15名分の賃金、各種業務委託料、釜臥山スキー場第1リフトの塗装工事費が主なものであります。

次に、258ページ、第7目ウェルネスパーク管理費であります。これはウェルネスパークに係る指定管理料であります。

以上が教育費の概要でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 245ページの7節賃金、野猿監視員賃金、12名分とありますけれども、これは時間給なのか、金額は幾らなのか、そしてどういう交通手段を使っているのかについてお伺いします。

○委員長（白井二郎） 鳥獣対策専門官。

○経済部鳥獣対策専門官（山崎秀春） それでは、澤藤委員のお尋ねにお答えいたします。

まず賃金については、1日6,450円というふうなことになります。

それから、時間外については、保護管理専門員が調査等について時間を要した部分、時間外手当として若干支出をしています。

交通手段につきましては、各野猿監視員が乗っている軽トラックを利用しています。ですから、ガソリン代についても、その6,450円のうちに入っているというふうなことです。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 6,450円、恐らく8時間で計算しているのかと思いますけれども、自分の車ということで、当然その車の損料とか、あるいは昨今の燃料費の高騰がありますので、これで本当に実際に監視されている方々が、ある意味では生活費に充てられるわけですので、これで十分だとお考えなのか、見解をお伺いします。

○委員長（白井二郎） 鳥獣対策専門官。

○経済部鳥獣対策専門官（山崎秀春） お答えいたします。

6,450円については、私自身は安いとは思ってはいます。しかし、むつ市の財政がかなり切迫しているというふうなことではご理解いただきたいなとは思っています。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 財政は非常に好転をしまして、潤沢になる見込みというふうに先日伺いましたので、私はやはり働いていただく、そしてやぶの中、サルを追って縦横無尽に、そしてどこに出るかわからないというような状況の中で、連絡をとり合いながら、出没した箇所に駆けつけると。そしてまた、ちょっとおくと被害が出て、農家の皆さんにしかられるというような、非常に厳しい現場があろうと私理解しています。ですから、財政が厳しいというようなことですが、事務事業の見直しということで、非常にいわゆる民の部分の部分を削るといったようなことが往々にして役所の場合、どこの役所もそうですけれども、そういう今の予算編成の中でもそうしたことが言われていますので、決してそうした安易な手法をとるのではなくて、ちゃんとした労働力の再生産ができる賃金に、そしてまた燃料費がかかるとすれば、その分についても十分な措置をされるようにされるべきだと思います。この辺をどなたか答弁お願いします。

○委員長（白井二郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 私もその野猿のパトロールのことにつきまして、詳しく聞きましたら、やはり当時は脇野沢地区というふうなことで限られていたので、非常に慈善的な、あるいはボランティアと言ったらなんでもございますが、非常に献身的な使命感に燃えてのパトロールというふうなことで聞いて、

ガソリン代はどうなっているのか、あるいはまた使用する車はどのようなのか、どの程度丈夫なのかとか聞きましたら、やはり相当摩耗しているとかというふうなことで、まさに委員ご指摘のように、危険を伴う仕事でございますので、大変胸を痛めていたところでございます。今度は、全市という大きい市になったわけでございますので、そういうことではやはり抜本的な見直しをかけなければいけないなど、こんなふうに思っておるところでございます。ひとつそういうことでの、もしも増額が可能でありましたら、ご協力いただきたいと、このように思っておるところでございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 1つだけお伺いいたしたいと思います。

227ページの繰出金、育英資金の繰出金なのですが、これ恐らく奨学資金ではないのかなという感じはしているわけで、平成19年度、高校、大学、できればここ一、二年の利用者の数を高校、大学、その辺の金額と人数をお知らせ願えればと、このように思っています。

○委員長（白井二郎） 学務課長。

○教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） ただいまのご質問にお答えいたします。

227ページの337万6,101円につきましては、ご寄附をいただいた寄附金が329万6,903円、基金の運用収益、利息ですが、7万7,198円、合併時の精算金として2,000円、合わせまして337万6,101円となっております。なお、お尋ねの貸し付け状況でございますが、平成19年度の資料のみ持ってきておりますので、それでご了解いただきたいと思います。

平成19年度の貸付金の内訳は、高校生の継続が12名で216万円、平成19年度新規貸与者14名の252万円、大学生の継続貸し付けが104名の3,702万円、平成19年度新規の大学生が40名で1,440万円、合わせまして170名の5,610万円となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 高校は幾ら、大学が幾らと金額的に恐らく違うと思うのですが、その辺ちょっとお知らせ願えればと思います。

○委員長（白井二郎） 学務課長。

○教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） 高校生が1万5,000円、大学生、専門学校生が3万円となっております。月額でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） ページでいくと225ページの義務教育振興費の補助金のところなのですけれども、最近吹奏楽の関係で東北大会、全国大会に行く子供さんが多いというふうなことを聞いておりますが、平成19年度、この東日本学校吹奏楽大会遠征費を107万円補助しておりますが、この内訳をお知らせください。

あわせて他の吹奏楽コンクールの遠征補助が非常に安いのですが、なぜこんな理由になったのかを教えてください。

次は251ページなのですけれども、今度は運動関係です。これもまた、遠征補助のことについてですけれども、この遠征補助の基準があるのは知っておりますが、余りにも補助率が少なくて、実際現場に行かなければならない子供さんたちが相当苦労していますので、この補助率の改定ができないものかどうか、お知らせ願います。

あとは、255ページの体育館管理費の項目で宿日直代行員賃金とありますが、体育館で宿直という業務はどんなことがあるのか、お知らせください。

最後は259ページのスキー場管理費になりますが、スキー場の第1リフトは老朽化していて、耐用年数がいつなのかというのもちょうと私はわからないのですけれども、当然計画的に改修しないとだめだと思いますが、その管理について改修の計画があるのかないのか、あるのであれば、どの時期なのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） 最初のお尋ねの東日本吹奏楽大会遠征費の補助金の件なのですけれども、これは苦生小学校が仙台市で行われた東北大会に出場した補助金になっています。補助の割合ですけれども、3分の1というふうなことになっています。なお、参加した子供たちは、資料はないのですけれども、たしか40人から50人、これは引率の先生も加えての話になります。

以上です。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） 斉藤委員のお尋ねにお答えいたします。

まず初めに251ページの東北大会、全国大会への補助率のことですが、これにつきましては、小学校、中学校の生徒が全国大会、東北大会に出場する際は3分の1補助というふうなことで決められておりまして、補助要綱の整備も今年度行いまして、3分の1でいくということになっております。来年度以降につきましては、また再度これから検討していくことになります。

次に、255ページ、体育館の賃金、宿日直代行員賃金につきましては、職員が5時15分まで勤務しまして、5時15分から市民体育館は9時まで開放しておりますので、その間を臨時職員の方にお願ひするという内容になっております。

それから次に、259ページの釜臥山スキー場の第1リフトの老朽化の改修につきましては、現在財政課等と協議をしている段階であります。

以上です。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 文化系の遠征補助、スポーツ系の遠征補助の補助割合が3分の1だということはわかりました。新年度検討するということでありましたが、県外に出るむつ市のこういう関係の人たちは、むつ市をPRするためにすごい影響力があるのです。ということを考えれば、3分の1と言わず2分の1でもいいのではないかと、日ごろから思っておりますので、実際むつ市から例えば東京とか西日本方面に行く場合は、当然お金が相当かかっているということもありまして、コマースの観点も踏まえて補助率を上げてもいいのではないかと、思っていますので、教育長はどういうふうに思っているかわかりませんが、ちょっと思っていることをお答え願ひしたいと思います。

体育館の宿直については、わかりました。

あと、スキー場の第1リフトの更新の件については、財政課と協議というふうな話をしておりましたが、それはいつごろが終結点で協議しているのでしょうか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 小・中学生の活躍した場面での遠征費のさらに補助率を高めてはというふうなことでございますが、いろいろ他町村の話をお聞きしますと、他の町村からはうらやましいという話を聞かされているわけでございます。私のところはお金があるのだけれども、だれも行ってくれないというふうなことで、行くとすれば全額出しますというふうな町村が多いようでございます。私どもは数が多いからではございませんけれども、過去の経緯からというようなことになりましたが、やはり今お話しのとおり、東京あるいはいろいろな全国的な大会、あるいは東北大会に文化部はもちろんのこと、体育、それぞれの分野で本当にびっくりするぐらいのすばらしい成果を上げてきているわけで、学校現場の指導者あるいはまた地域の人たちには本当に御礼を申し上げたいと思っております。それに返してみても、やはり若干というふうなことだと思っておりますが、何せお金のことでございますので、できる

だけ財政課と相談のうえ、アップしていけるような方向での一つの私どもの規則みたいなものを変えていけたらいいかと、こんなふうに思っていますので、応援お願いいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） 第1リフトの改修工事についてお答えいたします。

期限につきましてはありませんで、現在協議中ということで、教育委員会としてはできるだけ早い時期に改修していただきたいという考えは持っております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 遠征補助についてはわかりました。

スキー場の第1リフトの改修の件については、今年度から指定管理者制度で、むつ市陸上競技協会が管理委託しているわけですが、ここ数年第1リフトの故障がたまにあって、安全には相当気を使って指定管理をしなければならぬというふうな状況になっています。過去にも話をしたことがあります。第1リフトの改修は早目にしないと、何かあったときは大変なことになりますよというふうな話を再三言っているのです。財政課との協議も十分わかりますけれども、お金で解決できない状況になった場合はどうするのだというふうなことを先に考えれば、お金でないのではないかとというふうに私は思いますけれども、その交渉をする際、どういう考えで臨むのかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

確かに第1リフトのほうは非常に傷みが激しいといえますが、年数が経過しております。ただ、これはあくまでも索道事業法に基づいて適正な維持管理はしております。したがって、急に全く使用不能になるというような事態はまずないものとは思っておりますけれども、ただ非常に部品等も消耗が激しくなって、その都度交換等はしておりますものの、やはり早期の改修はしていかなければならないというふうに、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 小・中学校の管理についてちょっとお聞きしたいと思います。228ページになりますが、今この中にはボイラーだとか、いろんな表現で維持管理費のところに計上されておりますが、小・中学校の暖房という

のはほとんど灯油で全部稼働しているものかどうか、それ以外のものもあれば、ちょっと教えてもらいたいなというふうに思います。

それと、小・中にちょっと関連して、今結構統廃合されまして、その廃止になった小学校とかの図書の管理、これ前にも聞いたことがあったかと思いますが、図書の管理はこれからどういうふうになるのかというのをお聞かせ願いたいなと。

それとあと最後ですが、いろいろトイレの改修もされておりますが、今の統廃合もきっかけとなって、ほとんど水洗トイレになっているのかどうか、この3点ちょっとお願いいたします。

○委員長（白井二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） お答えいたします。

小学校、中学校の暖房ボイラーとかの燃料ですけれども、ほとんどがA重油、それから灯油、この2点で行っております。

また、統合になった場合の図書のほうは、統合校のほうへ重点的にそのまま持って行ってもらっております。

それから、水洗トイレになっているかどうかですけれども、第三田名部小学校を平成19年度で簡易水洗トイレにしましたので、全学校水洗トイレということになります。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） この暖房の燃料がA重油と灯油ということで、私はちょっと環境のほうにうるさいのですが、これからいろいろ灯油、重油からもっと環境に優しい燃料に切りかえるという考えはないかどうか。また、例えば奥内小学校であれば、全館集中暖房になっているものですから、そういうところはそういう環境に優しいペレットストーブとか、そういうものの配置はなかなか難しいと思いますが、可能なものはあるのかどうか、そういう環境に優しい暖房器具にかえられる余地のあるそういう校舎はあるものかどうかというのもちょっと教えてもらいたいし、そういうふうに変える考え方はないかどうかということです。

それと、あと図書のほうですが、基本的に統廃合されるところに移すと言いますが、当然統廃合されるところも今それなりに図書がいっぱいあると思うのです。そこで、やはりそれなりの措置をしないと、なかなか移動し切れないのかなというふうに思いますので、そのところも、前の学校で必要があって買った図書ですから、それを統廃合したからといって、半分は必要で、半分は必要でないというのは、何かちょっと考えてみればおかしいかなというふうに思いますので、当然必要があって買ったものですから、全部やはり

有効利用するという形で対処しなければいけないのかなと思いますので、その考え方を再度お聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 統合に伴っての図書の蔵書のことでございますけれども、原則的には今課長が申し上げたように、統合を受け取った側といたしましょうか、した側で一応受け取ることになっておりますけれども、実は1学校におきましては、もう受け取る側の学校がもう図書の蔵書が充足率が100%に達している学校がございましたので、それをそうでない学校のほうにまた回すというふうなことで、ある程度調整をとっているわけでございます。

さらにまた、学校図書というのは非常に似通ったものがあるわけでございますので、ダブる場合には別な学校へというふうなことで、できるだけ図書の充足率をアップするような方向での図書の配分を心がけているつもりでございます。

○委員長（白井二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 学校の暖房方式で灯油、A重油以外に考えられないかということですが、最近ペレットのストーブとかそういうのが出てきておりますけれども、学校の面積からいきますと、昔のまきストーブに戻るような感じでございますので、なかなか難しいと思います。それに学校の子供たちに一番優しい暖房といたしますと、やはり温水のパネルヒーター。FFは風がありますので、勉強するときにちょっと煩わしい。そういう感じもありますので、温水暖房による床暖房、それから窓際にあるパネルヒーター、そういうのが一番適当ではないかと思ひまして、今の第三田名部小学校もその方式で進めたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 227ページの学校評議員の報酬は、1人当たり大体幾らぐらいになるのか。

それから、231ページの臨時用務員業務委託料、これは1人当たり幾らぐらいになるのか。

それから、233ページの臨時職員賃金が1人当たり幾らぐらいになるのか。

それから、小学校のほうは臨時用務員業務委託料になっているのに対し、中学校のほうは賃金になっている、その理由をお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 学務課長。

○教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） 学校評議員でございますが、月額1,000円となっております。

- 委員長（白井二郎） 教育委員会総務課長。
- 教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 臨時用務員の賃金ですけれども、月約10万円から11万円というふうになっております。
- それから、中学校のほうが委託料ということですが……小学校が2つあります。済みません、委員、もう一度お願いいたします。
- 委員（新谷泰造） 231ページの上から4行目のところの臨時用務員業務委託料、小学校のところ、これが委託料になっている理由と、それから1人当たりの委託料が大体幾らぐらいになるかと。
- 委員長（白井二郎） 教育委員会総務課長。
- 教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） この臨時用務員業務委託料は、大畑地区の大畑小学校、正津川小学校、二枚橋小学校の3校が大畑教育振興会に委託しているものであります。単価は、やはり市内と同じく1人当たり10万円から11万円、そこら辺で委託しております。
- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。
- 委員（半田義秋） 237ページ、8日の総括質疑でもお尋ねしましたけれども、海と森ふれあい体験館のことでちょっとお聞きします。
- 費用対効果のために、この前もお聞きしましたけれども、平成17年、平成18年、私は平成19年の利用者数も聞いていませんので、この利用者数、ちょっと教えてください。
- 委員長（白井二郎） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） ただいま手持ちに資料を持ってきておりませんので……
- （「8日にしゃべったべさ、あんた、見込み数」の声あり）
- 教育部長（佐藤節雄） ですから、今手持ちに持ってきておりませんので、今、しばらく時間をいただければ準備したいと思います。
- （「次」の声あり）
- 委員長（白井二郎） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 施設の利用者数を申し上げたいと思います。平成17年度は8,005人、平成18年度は1万636人、平成19年度は1万2,143人でございます。
- 以上でございます。
- 委員長（白井二郎） 半田義秋委員。
- 委員（半田義秋） 私が調べた数字、入り込み数の、これは信頼できる数字ですから。毎年8,000人、1万人、1万2,000人、このくらいふえていけばいいです。2,000人前後です、私がしっかり調べた数字は。いいの、2,000人で

も。きのうの常任委員会で事業報告書、同僚からもらいました。いろいろ事業報告書も見ました。私は、事業報告書を見ると、結構いいものを書いてるから、これはいいなと思ったのだけれども、こういう虚偽の入り込み数を報告するこの事業所、指定管理を受けている会社あるいは法人、この事業所も当然信用できなくなってしまうのです。何で2,000人前後のものが8,000人、1万人、1万2,000人になってしまうの。海水浴場の人数ではないのだよ、これ。入館数、シェルホールの利用者数なのです、これ。利用者数になるのでしょうか。なぜそうすればそこを調べる人が2,000人前後だと言っているのに、そういう数字が出てくるの、ここから。そういう、うその、虚偽の報告をするこの法人、この事業所自体も信用できなくなってしまうのだ。それをちゃんと調べましたか。

○委員長（白井二郎） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局副理事・生涯学習課長（杉浦収二） お答えします。

私どもの聞き取り調査の段階におきましては、各種事業を展開してございます。そのほかに来館者という形で、双方を加えた数が利用者数というふうな形での報告と伺っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 私も事業所で、ここの参加人数全部見ている、野外も全部。これ含めても500人前後だよ、私計算したのだから。それ含めたって二千五、六百人。どこからこの1万人とか1万2,000人の数字が出てくるのだ。指定管理を受けた理事長が館長をやって、それはいい、その法人のあれだから。一応私は川内町商工会の会長を今やっていますけれども、うちでも指定管理受けています、5つぐらい受けている。私が仮に議員でないとして、指定管理を受けている例えばこの道の駅の駅長をやって、給料を30万円、35万円もらっておかしいと思わないですか。やっぱり理事者と館長が同じというのはおかしいと思わないとだめなのです。あなた方審査委員会やって、こういう審査しなかったのですか。普通は、私が道の駅の駅長をやって、30万円も40万円も給料もらって、商工会の会長で指定管理を受けたら、おかしいと思うでしょう、普通は。チェック機能を全然果たさないのだから。そのところ、ちょっと審査委員会でどのような審査してこれを指定管理したのですか。ちょっと答弁してください。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、手続として公募いたしております。公募いたしてNPO法人のほう

から申請書が上がったというふうなことで、それはNPOの組織としては理事長が申請しております。それは、あくまでもNPOの中での組織というふうなことで、我々が指定したのは、NPO法人がそういう業務を行いたいというふうな申請で、その中に館長以下職員を配置しますよと、そういう申請であります。したがって、理事長が館長を兼務してはいけないという規定はございませんし、それは法人の側でどういう形態でそれを管理するかというふうなことになります。

NPOのほうも、法人を設立する際には、法律によりまして、3分の1以内のものでなければ報酬を受けることができないという規定になっております。ですから、その辺の法人の内部の問題、それとうちのほうの指定管理者の館長の部分の問題は全く別の問題であろうというふうに考えております。

(「こういう虚偽の事業報告書を出す法人は信用ないというのだ」の声あり)

○委員長(白井二郎) ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員(浅利竹二郎) 258ページの6目の19節、負担金の件についてですけれども、これは単純なお尋ねで教えてもらいたいのですけれども、東北索道協会会費とかとありますよね。これは、もし入らなければどうなのでしょう。入らなければいけないというものなのでしょうか。

○委員長(白井二郎) 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長(成田晴光) お答えいたします。

入らなければならないという強制はないのですが、入っておりますことによりまして、索道リフトの機械関係ですが、情報、あと法律改正等の情報が素早く入ってくるということで、入るほうのメリットが大変大きいということで加入しております。

以上です。

○委員長(白井二郎) 浅利竹二郎委員。

○委員(浅利竹二郎) これは、保守整備については業者に委託しているわけですよね。その業者が当然そういうことは専門的なことで維持管理すると思うのですけれども、これに限らず負担金とかといろんなところに出てくるのです。これ必ずしも入らなければいけないのかなという疑問に思うのですけれども、法的に入らなければいけないというものであれば、これはしょうがないですね。だけれども、別にこれ何となく入っているというように見受けられるのもいっぱいあるのです。だから、そこら辺を今ちょっと聞いたのですけれども。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） リフトにつきましては、先ほど部長のほうからも話がありましたが、運輸局のほうが管轄でありまして、鉄道事業法という法律に基づいて運行しております。それで、細部にわたりまして法律がありまして、これは兵庫県で大規模な電車の事故がありました。その際に改正されまして、索道の関係の法律も非常に厳しくなっております。それで、年々そういう改正がありまして、やはり先ほども申しましたけれども、そういう改正等の情報が素早く入ってくると。

リフトの整備につきましては、第1リフトにつきましては、安全索道という会社が設置しておりますが、その会社とは毎年連絡をとりまして、この部品は何年たったから交換しなければならない、この部品につきましては、これは10年たったから交換しなければならないということで、リフトは特にスキーヤーの安全が第一でありますので、リフト自体は古いのですが、事故のないリフト整備ということに努めております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 教員住宅管理費について、関連ですけれども、脇野沢は小・中1校ずつ、それから今年度になって川内も統合になりました。実際に使用の状況、そしてまた恐らくこれからはどんどんと住宅が、教員住宅が使われなく、または空室等になっていくだろうと。その後の例えば処分なりなんんりの方向性というのを持っているのか。

それから、あともう一点。私も若干勉強不足で申しわけないですが、地元のこと、中学校の通学路、脇野沢の中学校のほうです。当時2本に分かれて、地元の人だったらわかると思いますけれども、「いこいの里」のほうからの通学路、そっちは街灯もなく危険だということで、通学路は従来どおりの1本ということで説明受けていましたけれども、今現在どのような対応、状況になっているのか伺います。

○委員長（白井二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 教員住宅の管理に関してお答えします。

現在むつ地区では、料金を取っている教員住宅はございません。ただし、廃校になったとか、今現在稼働している学校にも校長住宅とか教員住宅はありますが、既に建築後40年、そのぐらいたちまして、使用にたえられる住宅ではありませんので、今のところ入居者はゼロでございます。

川内、大畑、脇野沢地区に関しては、まだ新しい教員住宅がありますので、

今のところ、川内と脇野沢地区、大畑地区はやはり入っておりませんが、平成19年度では両地区で15名ほど入居しております。

それから、これからの方向ですけれども、廃校になった学校の教員住宅、それに関しては、学校と同じくそのまま同じ使用で、今のところ倉庫になっておりますけれども、そのとおりに倉庫とか、教育委員会のそういう調査に使わせてもらっていいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） 脇野沢中学校の通学路の件だと思いますけれども、以前2本でやっていたという話を聞いています。ただ、安全面等を考えて、街灯をつけたという話も聞いているので、今は人通りが多いということで1本に絞っているかなと思っていました。

以上です。

○委員長（白井二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今15人と言いましたのは、今現在ですか、それとも平成19年度末、例えばことしの3月末ですか。それと、処分とかなんとかというのは、恐らく私どもが見ても処分できるような代物ではないと思っております。せいぜい取り壊して土地の処分という形しかないと思っておりますけれども、長期的に見れば、要するに地元の言葉であれですけれども、めぐさいと、むしろ取り壊して更地にしたほうがずっと処分対象になるのではないかと。あっちにもこっちにも古い建物があって、倉庫、倉庫というふうな形はないであろうと、そういう方向性も教育委員会のほうでは持つべきだと。それは、提案しておきます。

それから、今通学路につきまして、私1本というのは、当時2本使っていたものをだめだという、危険性があるということで1本という、1通学路ということで伺っておりますけれども、現在も同様ということですか。

○委員長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） 今ご指摘のあったとおりとして考えていました。1本で考えていました。

○委員長（白井二郎） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 先ほど平成19年度と答えましたけれども、平成20年11月30日末日現在でございます。

○委員長（白井二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） わかりました。通学路のほうですけれども、たまたまといいますか、何度か若干子供が、中学生が通学路を、そこを暗いところを通ったりしているのを一、二度見ていますので、要するに当時から街灯が少

ない、電柱が距離があって、街灯をつけても大した効果がないということで危険だということだったのですけれども、今現在でもそういった可能性があれば危険を伴うということで、学校の指導なりそういったものを対応すべき、そのように指摘しておきます。

○委員長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） 今指摘されたことについては、脇野沢中学校とよく相談しながら、できるだけ1本に通学するように伝えたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時08分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 第11款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費、第1目漁港施設災害復旧費。平成18年10月6日から8日にかけての低気圧に伴う大雨、暴風、波浪により被災を受けた関根漁港の復旧に要した工事請負費3億2,362万9,250円が主なものであります。

以上で終わります。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 同じく2項土木施設災害復旧費、1目の土木施設災害復旧費は、平成18年度に採択されました九艘泊源藤城線道路災害復旧事業費の繰り越し分と平成19年11月の大雨により被災した永下川の河川災害復旧事業費であります。このうち九艘泊源藤城線道路災害復旧事業費は、平成19年7月に事業が完了しております。永下川の河川災害復旧費につきましては、平成19年度に工事請負契約を締結いたしましたが、年度内の着手ができなかったため、契約額の全額を平成20年度へ繰り越ししております。この結果、九艘泊源藤城線道路災害復旧費に要した工事費及び事務費を合わせた1,377万7,049円が支出されております。

なお、永下川につきましては、本年6月に事業が完了いたしております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 同じページの第11款災害復旧費、第3項衛生施設災害復旧費、第1目衛生施設災害復旧費についてご説明申し上げます。これは、平成18年7月6日の豪雨により、墓地公園内駐車場ののり面の一部が崩壊しましたので、こののり面の復旧に要した経費であります。

以上であります。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 災害復旧ということですが、予期せぬ事態が起きて復旧作業が始まるということではありますが、むつ市の場合は財政が厳しいということもありまして、そのまさかの場合に使う財政調整基金がたしか底をついているはずです。そこで、先ほど永下川の復旧工事ですか、できなくて次年度に繰り越したという話でしたが、それはどんな理由だったのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 斉藤委員のお尋ねにお答えいたします。

永下川につきましては、11月に災害に見舞われたわけです。その後国の災害査定を受けるわけです。災害査定を受けたのが12月、それで決定されまして、それから県と設計協議をするわけです。その設計協議が決まりますれば、初めて工事発注できるという段階で、それを踏んでいきますと、3月の末のほうで入札かけておりますので、契約してもその年度末の着手は難しいということで全額繰り越したということでございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 副市長にお聞きしたいのですけれども、いいですか。

○委員長（白井二郎） いいですよ。答弁できるか、答えられるかは、副市長の判断。

○委員（斉藤孝昭） では、副市長にお聞きします。

災害のために使う予算、基金として積み立てているもの、現在むつ市の金額が妥当だと思っているのかどうか、副市長のお考えをお聞きします。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） ただいまのお尋ねに対して、ちょっと理解できないのですけれども、財政調整基金は私は災害のために積み立てているという認識はございませんので、災害の対応するために災害復旧費という形で対応しているという歳出の認識でございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 済みません、聞き方がちょっと間違っただけだと思いますけれども、災害が起こることを予想して基金として積み立てしているものもあると思いますけれども、今むつ市の財政の状況で、災害が起きた場合に復旧するための予算が、今持っている基金が十分かどうかというふうなことを副市長の感想をお願いします。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 私のほうのただいまの説明が言葉足らずだったようなのですが、災害のためという基金は私はないという認識だというのは、広く財政調整基金をそういう目線で見ると、そういう認識もないわけではないでしょう。ただし、災害のためにそれを積み込んでいるという認識ではなくて、災害についてはそもそも歳出上こういう形で災害復旧費等々についての制度があるわけです。しかも、国庫、県費等についての高い率の補助があって、しかも年次複数年にわたっての対応システムがある。という形で一般的には災害に対応すると。これは、いわば公共事業のたぐいについてはこういう形で行うのが通例だといえれば通例なわけです。

委員ご指摘のようなニュアンスからすると、一般的に災害のためには民生安定上の対応も必要だと。そういう目線で言うと、基金の対応というものも運用として必要になるということも考えられますけれども、一般的に申し上げますと、災害が発生するのをもってしてというのは、あえて申し上げますと、予備費的なもので対応するという目線のほうがより近いのではなからうかなというぐあいに感じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第11款災害復旧費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第12款公債費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、決算書262ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費、第1目の元金についてご説明いたします。元金は、長期債元金償還に関する経費でありまして、予算現額34億6,468万631円に対しまして、支出済額は同額となりました。

次に、第2目の利子についてご説明いたします。利子は、長期債利子償還及び一時借入金に係る利子の支払いに関する経費でありまして、予算現額7億4,451万7,845円に対しまして、支出済額は同額となりました。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 部長は、一時シャクニュウキンと言いましたけれども、カリイレキンとシャクニュウキン、どっちが正しいのでしょうか。シャクニュウキンですか、カリイレですか、どっちですか。どっちでもいいのですか。では、イチジカリイレキンと言わせていただきます。

平成19年度4,800万円の一時借入金の利子が発生しておりますが、平成19年度一時借入金の増額は幾らだったのか。あとは、どの部門、どの部局、部局と言ったらいいのですか、どの事業と言ったほうがいいのですか、どれぐらいの借入金が発生しているのかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 出納室長。

○総務部理事出納室長（工藤正明） 斉藤孝昭委員のお尋ねにお答えいたします。

一時借入金でございますが、一般会計でもって4,882万4,000円、そのほかに国保会計、老人保健会計、下水道会計、介護会計を含めまして、全部でもって一時借入金は5,743万7,859円となっております。

どの部門に借り入れしているのかということなのですが、一般会計を含めまして、特別会計全部を含めまして資金繰りをしております。どの事業にということとはございません。当初より赤字分が21億円ハンディあります。4月1日から年度内の貸付金、これは下北医療センター、それから商工関係なんか、これが19億円ほどあります。もうスタートでもって40億円近くのハンディを背負うと。ですので、ピーク時でもって証書借り入れ、平成19年度実績でもって70億円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） その一時借入金全体で70億円ということによかったのですか。70億円一時借入金だとすると、平成19年度を今聞いていますけれども、前年度と比べて平成19年度の借入金は多かったのか、少なかったのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 出納室長。

○総務部理事出納室長（工藤正明） ただいまのお尋ねでございますが、私が

話をしましたピークが70億円ということです。延べでいけば、もちろん借りたり返済したりあります、延べでいきますと200億円ほどになるだろうと思います。

平成18年度と比べて借入額はどうかといいますと、平成19年度のほうが多くなっております、借入額は。その理由としては、市債、入ってくる市債、これが1つの理由として8億5,000万円ほど伸びております。これは、どうしても借り入れするのが、入ってくるのが5月末、事業はどんどん先行して支払いは進みますけれども、その入ってくる歳入されるのが5月末。それまで8億5,000万円ほどふえていますので、どうしても借入金は多くなると。

それともう一つ、当座貸し越しというのをやっております。これは、個人でいいますと総合口座あります。定期と普通預金ありまして、普通預金のほうに残高が不足になりますと、定期の部分だけ、自動的に融資してもらえると、これの拡大版をやっております。これがうちのほうは限度額35億円でやっております。それで、基金なんかの定期を持っていますので、ここの部分でもってすごく有利な条件で借り入れできるということでやっておりますが、これに対する定期が平成18年度、平成19年度でもってかなり目減りしております、国保の財調がなくなった、地域振興基金を事業のほうに充当したとかいろいろございまして、どうしてもその分で証書借り入れが多くなるといってございまして。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 平成18年度から平成19年度まで一時借入金がふえたということでありましてけれども、財政当局から見ると、この一時借入金の伸びと言ったらいいか、ふえたと言ったらいいか、ちょっとわかりませんが、財政状況から考えると、この一時借入金が多くなっているということはどういうふうに分析しているのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 一時借入金につきましては、ただいまの説明のとおりなわけですが、当然にしてここに出てくるように、利子というものが発生するわけですので、決してこれがふえるということは好ましいという判断にはなりにくいと。ただし、先ほど来申し上げているように、組織としての資金運用という目線からいくと、どうしてもこういうような仕掛けというものがなければ、財政状況がいいとか悪いとかの問題ではなくて、月々の中での回転からいくと、こういうシステムが求められるというぐあいに理解しております。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

これで第12款公債費についての質疑を終わります。

次は、第13款諸支出金について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(阿部 昇) それでは、264ページをお開きください。第13款諸支出金、第1項公営企業費、第1目の公営企業費についてご説明いたします。

公営企業費は、一般会計が病院事業、水道事業及び用地造成事業会計に対しまして負担、補助、貸し付け、出資及び繰り出しに関する経費でありまして、予算現額32億6,100万4,000円に対しまして、支出済額32億2,234万4,297円となりました。主なものといましては、病院事業に要する経費が約29億円と全体の約90%を占めております。

以上でございます。

○委員長(白井二郎) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員(工藤孝夫) 下北医療センターに対して短期貸付金ということで15億9,000万円あるのですけれども、これはどういう趣旨に基づく貸し付けなのか教えてもらいたいと思います。

○委員長(白井二郎) 企画部長。

○企画部長(阿部 昇) この貸し付けの趣旨は、病院事業でございますので、医療費が入る時期が実際に診療した時期とずれが生じます。そういったことと、月々のいろんないわゆるつなぎということが伴いますので、そういった趣旨で年間15億9,500万円を貸し付けしていると、年度初めに貸し付けして、年度末において返還をいただくと、こういう仕組みになっております。

○委員長(白井二郎) ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員(横垣成年) ちょっと私も同じところでお聞きしたいのですが、こういうふうの下北医療センターに15億円一時貸し付けして、また年度内に返してもらおうという、こういうやり方をこれからもずっとやっていくものなのかどうか。夕張市は、結構こういうふうな会計操作で膨らんで、膨らんで破綻に至ったというのがありますので、やっぱりむつ市もいかげんこういうやり方をしないほうがいいかなというふうに思っております。

それと、さっきの公債費の一時借入金のほうにもちょっと関連するのですが、結局むつ市はこういうふうな15億円を出すというその関係で、結局むつ市の本体もお金がなくなるものだから、一時借入金がこの15億円の負担もあってふえているというふうな関連でとらえていいかどうか、お願いします。

○委員長(白井二郎) 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 下北医療センターに短期の貸し付けを行っております。これは、今部長が説明いたしたとおり、4月1日に貸し出しして、翌年の3月31日に返済してもらうといういわゆる年度内の資金繰りのための貸付金であります。

今後もうこういう形で続くのかということではありますが、今むつ総合病院につきましては、平成14年度から平成20年度の間には第五次病院事業経営健全化を行っておりますし、55億円の不良債務を解消という目標がございます。ですから、市といたしましても、ある程度そういう側面から支援していくということになります。

それから、もう一つ、むつ総合病院に15億円短期の貸し付けを行っているから、先ほどの一時借入金についても当然市の中でもピーク70億円ということですので、当然その要素も含まれているものと思っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） ちょっと答弁になかったのですが、今後とも、ではこういう15億円の出し入れはこれからもずっとやっていくということによろしいのでしょうか。それとも、少しずつ減らしていくとか、そういうのは全然考えていないものかどうか、お願いします。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） ただいま企画部理事から述べたとおりなのですが、再度のお尋ねですので、私からちょっと述べさせていただきたいのですが、主張の中に、こういう出し入れについてずっとやるのかと。これは、ずっとやらないにこしたことはないのは当たり前の話だと思っております。ただし、短期でやるということは、その単年度、単年度で確認行為がされて継続していくわけですので、まさしく1年ごとに吟味されていくということからすると、額について固定するものではなくて、額の変動は当然あり得るべしですが、トータル的にはそこを吟味しているという形で継続していくというのが実態かと思っております。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 今の横垣委員の質疑に関連するわけですが、この下北医療センターの貸し付け、短期貸し付け、さまざま年度の繰り越し、運用でやむを得ないということは過去にもやられてきていますからわかります。結局下北医療センターの負担金、または第五次病院事業経営健全化の負担金なるもので病院に支援することはやむを得ないのですが、そのことが下北医療センターのほうで今後組織的に各町村の負担金とか見直しをしなければ

ばならない。過去において杉山前市長は、解体をするということまでも言ってきたわけです。むつ市の負担として、例えば今の一時借入金の問題でも、貸し付けて繰り出すことによってむつ市が一時借入金の利息まで払わなければならないというような事実が発生するわけです。そういうふうなところの負担というのは、郡部には全く見えないということになるわけです。その辺のところの、その運用のやむを得ないやりくりなのですけれども、いわばそれが改善されないと、これは大分長く続いてきていますから、改善されないと、かなりの大きな問題点がずっと蓄積されていくということになるわけです。

やはりこれは、今の財政が少し順調になってきたということで、各その下北医療センターのほうの組織とむつ市の現状と、この抜本的な改正がなされなければ、ここの会計といいますか、支出金については全く改善されていない。全くというか、なかなか改善されていない、こういうふうに思うのです。そういう見通しについてどういうふうに考えておられるか。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 委員のご主張、全くごもっともだと思います。そのために下北医療センターのほうでの改善計画というものが、当方での財政の改善計画があるというところで進めているわけで、そのための一つの方向性を持ってこういう形を縮減するというところが一つの大きなねらいであると。ですから、前市長のご意見のところは、私はちょっと承知していませんけれども、方向性としてはそういう方向に向かうべく努力をしないといけないという認識には違いはないと思います。

○委員長（白井二郎） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 古い話ばかり持ち出して恐縮なのですが、副市長はそういうふうな今後について健全化に向けてということで理解できるわけです、納得もしているわけです。過去において、我が企業局の会計から借り入れしてまでも一般会計を運用してきたと。これは、すべてむつ市が負担するものについて会計が潤沢でないという現実があったわけです。ですから、そういうふうなことを今後国の制度によって再建団体にならないようにやっていかなければならないというふうになっているわけですので、思い切った改善策というか、それを示してもらえるようお願いをしておきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） そういう方向で下北医療センターについての各種の努力、それから一般会計についての努力を進めているわけですので、ひとつご理解賜りたいと思います。

- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） 今の一時借入金の件を聞いていますと、要するに15億円を3月31日に返してもらって、また1日に貸すと。事実上見れば、もう貸しているのではなく、支払ったと同じ評価ができる。ただ、それを支払ったというと、むつ市の一般会計のほうに15億円の欠損が生じるから、それを繰り返しているだけにすぎないのではないですか。
- 委員長（白井二郎） 副市長。
- 副市長（野戸谷秀樹） 一面そういう指摘をする考え方はあります。ただ、先ほど来も述べましたように、一時年度内貸付金という制度は、年度当初から年度締めまでの1年間という形なので、次に続くとそういう形の見方も一部はできます。がしかし、それは更新するにしても、事務的にももちろん議会の議決を経てそういう執行するわけですので、そういうチェックが入ったの執行になるといってぐあいに認識していますので、適正なるシステムだといふぐあいに考えております。
- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。
- これで第13款諸支出金についての質疑を終わります。
- 次は、第14款予備費について理事者の説明を求めます。企画部長。
- 企画部長（阿部 昇） 266ページをお開きください。第14款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてご説明を申し上げます。
- 予備費は、予算の不足を補うために各款の事務事業へ充用するものでありまして、当初予算2,500万円の計上に対しまして、充用額648万1,745円となりました。
- 以上でございます。
- 委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。
- これで第14款予備費についての質疑を終わります。
- 次は、第15款繰上充用金について、理事者の説明を求めます。企画部長。
- 企画部長（阿部 昇） 268ページをお開きください。第15款繰上充用金、第1項繰上充用金、第1目の繰上充用金についてご説明を申し上げます。
- 繰上充用金は、平成18年度の歳入に不足を生じたため、それを補てんする財源として平成18年度へ繰上充用したものでありまして、予算現額21億3,445万2,000円に対しまして、支出済額21億3,445万1,111円となりました。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第15款繰上充用金についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の審査は、この程度にとどめ、次回明11日午前10時の委員会で審査を続行したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時40分 散会）